

【表紙】

誰もが安心して暮らし続けられる緑区を目指して
第4期緑区地域福祉保健計画 みどりのわささえ愛プラン

【目次】

第4期みどりのわささえ愛プランのダイジェスト
全体像 第4期計画のポイント 1ページ
地区別計画 各地区の目指したいまちのすがた・重点取組 3ページ
区域計画 重点項目とその取組内容 5ページ

第1章 計画の概要

- 1 緑区地域福祉保健計画について 7ページ
 - (1) 地域福祉保健計画とは
 - (2) 計画の位置づけ(市計画・他計画との関連性)
 - (3) 緑区地域福祉保健計画(第1期から第3期)の概要
 - (4) 緑区地域福祉保健計画 みどりのわささえ愛プラン推進策定委員会について
- 2 第4期緑区地域福祉保健計画の策定にあたって 10ページ
 - (1) 第4期計画の検討にあたって
 - (2) 緑区の概況
 - (3) 第4期計画について

第2章 地区別計画

- 1 地区別計画について 29ページ
 - (1) 地区別計画とは
 - (2) 地区別計画の推進及び策定の主体
 - (3) 地区別計画の振り返り方法
- 2 地区別計画 31ページ
 - (1) 東本郷
 - (2) 鴨居
 - (3) 竹山
 - (4) 白山
 - (5) 新治中部
 - (6) 三保
 - (7) 山下
 - (8) 新治西部
 - (9) 十日いちば団地
 - (10) 霧が丘
 - (11) 長津田

第3章 区域計画

- 1 区域計画について 55ページ
 - (1) 区域計画とは
 - (2) 区域計画の推進及び策定の主体
 - (3) 区域計画の振り返り方法
 - 2 区域計画
 - (1) 重点項目A 地区別計画を支える取組 57ページ
- 重点項目A1 地域活動の担い手・人材の確保及び育成
重点項目A2 地域活動団体の運営支援
重点項目A3 地域の活動及び交流の機会・場づくり
重点項目A4 地域活動の情報伝達の工夫

重点項目 A 5 地域における見守り体制の充実
重点項目 A 6 多様な主体と連携・協働した地域活動支援

(2) 重点項目 B 区域全体での取組 69 ページ
重点項目 B 1 データを活用した施策推進
重点項目 B 2 課題解決に取り組む推進体制づくり
重点項目 B 3 様々な背景を越えた住民相互理解の風土づくり
重点項目 B 4 身近な地域で支援が届く仕組みづくり
重点項目 B 5 多様な主体と連携・協働した施策展開

資料
素案に関する区民意見募集の実施状況 83 ページ
緑区の活動団体・機関等の紹介 84 ページ
問い合わせ先 89 ページ
用語解説 91 ページ
「みどりのわささえ愛プラン」推進策定委員会 委員名簿（令和がん年度から令和3年度） 92 ページ

コラム
新しい生活様式 27 ページ
みんなで取り組む「ささえ愛プラン」～自助・きょうじょ・こうじょの考え方について～
28 ページ
「新型コロナウイルスに負けるな！地域活動応援プロジェクト」
地域活動団体向け緊急アンケートの結果とその後の取組 40 ページ
区ボランティアセンター・地区ボランティアセンター 58 ページ
「助け合い・支え合い活動 グッジョブ！交歓会」とその後 60 ページ
住民同士が身近につながる機会や場の確保を目指して～鴨居地区での取組～ 62 ページ
地域で学び、仲間をつくる みどり「ひとまち」スクール 64 ページ
民生委員・児童委員とケアマネジャーの顔合わせによるつながりづくり 66 ページ
社会福祉法人の地域こうけん活動 68 ページ
”みんなで「ささえ愛」” みんなで進める見守りの体制づくり 70 ページ
緑区地区別暮らしのデータ集 70 ページ
「つながり」でいつまでも健やかに！ 72 ページ
たぶんかきょうせいのまちづくりを進めるために ～みどり国際交流ラウンジの取組～
74 ページ
権利擁護 77 ページ
寄り添い型学習支援事業・生活支援事業 77 ページ
地域包括ケアシステム 78 ページ
生活困窮者自立支援制度 79 ページ
「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を通じた顔の見えるつながりづくり 80 ページ
みんなの力で、「ともに支え合うつながりのあるまち」を 多様な主体との連携によるま
ちづくり 82 ページ
災害時における社会福祉施設との連携～福祉避難所～ 82 ページ

【1 ページ】
第4期みどりのわささえ愛プラン ダイジェスト

全体像

基本理念 誰もが安心して暮らし続けられる緑区をめざして
全体目標（目指す姿） 一人ひとりが主役・共に支えあうつながりのあるまちづくり

地区別計画 実施主体、地域
地域の皆様が区・区社協・地域ケアプラザと協働して推進・策定する計画です。
各地区の特性に合わせた重点取組や具体的な活動を掲載しています。（詳細は29ページ
から54ページへ）

【11地区】

- ① 東本郷地区
- ② 鴨居地区
- ③ 竹山地区
- ④ 白山地区
- ⑤ 新治中部地区
- ⑥ 三保地区
- ⑦ 山下地区
- ⑧ 新治西部地区
- ⑨ 十日いちば団地地区
- ⑩ 霧が丘地区
- ⑪ 長津田地区

区域計画 実施主体、区・区社協・地域ケアプラザ)
緑区の特性に応じて、各地区共通の課題に対する地区別計画の活動を支える取組について掲載しています。また、区域の課題に対する 区・区社協・地域ケアプラザの取組についても掲載しています。
(詳細は55ページから82ページへ。)

地区別計画を支える取組

(重点項目A)

- 重点項目A 1 地域活動の担い手・人材の確保及び育成
- 重点項目A 2 地域活動団体の運営支援
- 重点項目A 3 地域の活動及び交流の機会・場づくり
- 重点項目A 4 地域活動の情報伝達の工夫
- 重点項目A 5 地域における見守り体制の推進
- 重点項目A 6 多様な主体と連携・協働した地域活動支援

区域全体での取組

(重点項目B)

- 重点項目B 1 データを活用した施策推進
- 重点項目B 2 課題解決に取り組む推進体制づくり
- 重点項目B 3 様々な背景を越えた住民相互理解の風土づくり
- 重点項目B 4 身近な地域で支援が届く仕組みづくり
- 重点項目B 5 多様な主体と連携・協働した施策展開

<第4期計画のポイント>

基本理念と全体目標は従来の方針を継承します。

地区別計画

各地区別計画推進策定委員会での議論を踏まえて、第4期計画で大切にしたい取組や活動を掲載しています。

各地区で「目指したいまちのすがた」を掲げています。

「重点取組」ごとに「具体的な活動」を整理しています。

区域計画

高齢者、障害者、子ども、外国人などの対象者・分野を越えた構成とします。

(重点項目A) 各地区共通の課題

(キーワード 「担い手」 「機会・場」 「情報」 「見守り」等) に対する、

区・区社協・地域ケアプラザの地域活動支援の取組を掲載しています。

(重点項目B) 区域の課題に対する 区・区社協・地域ケアプラザの取組を掲載しています。

推進の視点は第4期計画を推進するにあたっての大切な視点を整理しています。

推進の視点1：地域福祉保健を推進するために必要な意識の醸成・推進体制づくり
地域福祉保健を推進していくためには、すべての人が支え合いの意識を持って取り組んで

いくことが大切です。活動や取組を進めていく担い手・支え手の体制や、区・区社協・地域ケアプラザ等関係機関による活動支援体制を整えていくことが重要です。

推進の視点2：支援が必要な人を発見・支えるとともに、困った時には自ら発信することができる仕組みづくり支援を必要とする人には、日頃から地域コミュニティとつながりのある人だけでなく、つながりのない人もいるため、情報をあらゆる機会が多様な手段を用いて発信し届けることが必要です。また、地域全体で様々な活動が行われ、支援を必要とする区民が地域コミュニティとつながる機会を持ち、日頃からの見守りの仕組みづくりを進めることが必要です。

推進の視点3：企業・社会福祉法人・NPO法人等、多様な主体との連携・協働による地域福祉保健の推進
既存の団体等だけで取り組めることには、限りがあります。
地域福祉保健の取組をより進めていくためには、企業・社会福祉法人・NPO法人などの多様な主体と連携・協働することも必要です。様々な主体が関わることで、既存の取組の充実や課題への新しいアプローチなどが期待できます。

【3ページ】

地区別計画

各地区の目指したいまちのすがたと重点取組

① 東本郷地区

スローガン：地域が息づき、みんなが安心・安全を感じ、住んでよかったと思えるまち東本郷

重点取組1：これからも、安心・安全な地域でつながり、支え合い、一緒に楽しみを共有します

重点取組2：地域の情報を誰もが入手しやすくします

重点取組3：テーマ別の課題解決に向けて、地域の団体が連携して取り組みます

② 鴨居地区

スローガン：あなたが主役 地域が舞台 人情あふれる街・鴨居～住み続けたい鴨居 笑顔をおあなたに!!～

重点取組1：地域で支え合い、つながりを大切にするまちを目指します

重点取組2：安全・安心のまちを目指します

③ 竹山地区

スローガン：安全に安心して仲良く暮らせる街づくり

重点取組1：様々な地区活動やボランティア活動等の体制づくりを進め、担い手の負担軽減に取り組みます

重点取組2：見守りが必要な人についての情報共有の工夫や知りたい情報を正確に迅速かつわかりやすく知らせる工夫に取り組みます

重点取組3：世代間・団体間の交流を実現できる体制を構築します

④ 白山地区

スローガン：はくさんのじじよ・きょうじよ・きんじよによる安全・安心なコミュニティ

づくり

～白山の絆で団結しよう！～

重点取組 1 : <福祉> 孤立化を防ぎ、つながりを広げよう

重点取組 2 : <子どもの健全育成> 子育てしやすい地域づくりをめざそう

重点取組 3 : <防犯> 地域の防犯力を高めよう

重点取組 4 : <防災> 地域の防災りょくをはぐくもう

重点取組 5 : <環境> ごみ・美化・地球温暖化などの課題に地域で取り組もう

⑤ 新治中部地区

スローガン：次世代まで安心して笑顔で暮らし続けられるまち

重点取組 1 : 防犯・防災に強い安全・安心のまちづくり

重点取組 2 : 住民同士の顔の見える関係が築かれたまちづくり

重点取組 3 : 次世代につながるまちづくり

⑥ 三保地区

スローガン：ゆるやかな見守りや支え合いのできる仲間づくり

重点取組 1 : 地域でのつながりを大切にし、活動を活発にしたい

重点取組 2 : 活動・交流を通じた見守り・支え合い

⑦ 山下地区

スローガン：地域のつながりや支え合いのある誰もが元気で暮らし続けられる街をめざして

重点取組 1 : 住民相互の見守り、見守られる支え合いのまちづくり

重点取組 2 : 地域での「つながり」を大切に、「健康」で元気に暮らし続けられるまちづくり

重点取組 3 : 必要な「情報」が入手しやすいまちづくり

⑧ 新治西部地区

スローガン：あいさつを元気にかわそう！笑顔あふれ 集い楽しむ 新治西部

重点取組 1 : 地域の中で顔の見える関係を築き、交流を深めていきます

重点取組 2 : 地域情報を多くの住民に届けられるようにしていきます

重点取組 3 : 次世代に活動をつなげられるよう取り組みます

⑨ 十日いちば団地地区

スローガン：誰もが「住んで良かった」「住み続けたい」まち十日いちば団地

重点取組 1 : 地域での「見守り」を進め、支えあえる地域にしていきます

重点取組 2 : 地域活動を充実させ、地域の中で「つながり」をつくっていきます

重点取組 3 : 地域の情報の発信に取り組みます

⑩ 霧が丘地区

スローガン：防犯・防災・教育 日本一の街霧が丘

重点取組 1：活動できる機会・場を通してつながりを大切にするまちづくり

重点取組 2：安全・安心・健康のまちづくり

⑪ 長津田地区

スローガン：向こう三軒両隣、様々な世代がおたがいさまでつながる長津田のまち、笑顔と元気は地域の宝物、いいよね長津田！希望のまちへ！

重点取組 1：おたがいさまの輪を大切にしたい、地域の身近なところでのつながりづくり

重点取組 2：情報の受発信・伝達の工夫

重点取組 3：次世代を見据えた住民同士の交流

【5ページ】

区域計画 重点項目とその取組内容

重点項目 A 地区別計画を支える取組

各地区共通の課題に対する区・区社協・地域ケアプラザの取組を掲載しています。

A 1 地域活動の担い手・人材の確保及び育成

地域活動の担い手の確保・育成のため、関係機関と連携した講座や研修、交流会等を通じて、

ボランティアの交流や地域活動につながるコーディネートが進められるよう、必要な支援等に取り組めます。

関連する「視点」：視点 1

A 2 地域活動団体の運営支援

地域活動の立上げや運営にあたって必要な支援制度や好事例等について情報提供を行うとともに、

地域活動団体の交流を促進し、団体間のネットワークの構築・強化に取り組めます。

関連する「視点」：視点 1、3

A 3 地域の活動及び交流の機会・場づくり

地域で身近につながる機会・場づくりのため、地域活動が継続的に行われるよう支援するとともに、

活動・交流の場としての地域資源の発掘等に取り組めます。

関連する「視点」：視点 1、3

A 4 地域活動の情報伝達の工夫

地域活動に関する情報を効果的に広く届けられるよう、情報伝達手法の工夫について学ぶことのできる機会を設けるとともに、

区・区社協・地域ケアプラザのほか、関係機関や企業等の様々な広報媒体を活用した情報発信を進めるなど支援をします。

関連する視点：視点 1、2、3

A 5 地域における見守り体制の充実

身近な地域で住民同士の顔の見える関係づくりが進められるよう、日頃の地域活動や講座等を通じた見守り意識の醸成を進めます。

また、地域と商店等の事業者が連携して、見守りの体制が充実するよう、取組を進めます。

関連する「視点」：視点 1、2、3

A 6 多様な主体と連携・協働した地域活動支援

地域活動を進める上で抱える課題の解決に向けて、社会福祉法人やNPO法人等の地域の事業者と連携・協働して、地域活動団体を支援します。

関連する「視点」：視点1、3

重点項目B 区域全体での取組

区域で取り組むべき課題に対する区・区社協・地域ケアプラザの取組を掲載しています。

B1 データを活用した施策推進

客観的なデータ等を活用した地域アセスメントを進め、地域とともに課題共有を行いながら、必要な施策や取組の検討、実施につなげていきます。

関連する「視点」：視点1

B2 課題解決に取り組む推進体制づくり

専門機関が地域活動団体と連携し、区域の課題の解決に取り組むことができるよう、専門機関が参加する会議や地域活動団体の研修等の機会を活用し、ネットワーク強化に向けた取組を実施します。

関連する「視点」：視点1

B3 様々な背景を越えた住民相互理解の風土づくり

疾病や障害など様々な背景を越えて、地域住民がお互いを尊重し支え合えるよう、多様性の理解を深めるための取組や、当事者及びその家族同士の交流に係る取組への支援を進めます。

関連する「視点」：視点1

B4 身近な地域で支援が届く仕組みづくり

支援を必要とする人が適切な支援につながるよう、支援機関の役割・機能を周知するとともに、必要な時に支援機関につながり、相談等ができる機会を得られるよう、仕組みづくりや取組を進めます。

関連する「視点」：視点1、2

B5 多様な主体と連携・協働した施策展開

区域の課題解決に向けて、企業や大学等と連携・協働することにより、それぞれの強みを生かしながら、区域の課題やニーズに対する取組を進めていきます。

関連する「視点」：視点1、3

【7ページ】

第1章 計画の概要

1 緑区地域福祉保健計画について

(1) 地域福祉保健計画とは

地域福祉保健計画は、誰もが身近な地域で安心して暮らせるまちをつくるため、地域の福祉保健を推進するための基本理念や課題を明らかにし、課題解決に向け、市民・事業者・行政が協働で取り組む計画で、社会福祉法第107条に基づきます。横浜市には、市全体の計画である市地域福祉保健計画と、区ごとに策定する区地域福祉保健計画があります。

また、地域福祉の推進を目指し、地域住民・福祉保健等の関係団体や事業者等が地域で主体的に進めていく計画として、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画があります。

それぞれの計画は相互に補完・連携し、役割分担をしていくものであることから、横浜市では、わかりやすい計画となるよう策定のプロセスを共有し、整合性のとれた一つの計画として

一体的に策定しています。これにより、行政や市民、地域福祉活動団体、ボランティア、事業所など、

地域に関わる人々にとって、より協働しやすく、より実効性のある計画となっています。緑区でも、第1期から緑区地域福祉保健計画と緑区地域福祉活動計画を一体的に策定しています。

(2) 計画の位置づけ(市計画・他計画との関連性)

ア 市計画・区計画・地区別計画の関係

横浜市の地域福祉保健計画は、市計画と18区の区計画で構成され、区計画の中には地区別計画が含まれています。

これらを合わせて社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画と位置づけています。

<市計画・区計画・地区別計画の関係>

市計画の位置づけ

基本理念と方向性を提示し、区計画推進を支援する計画

市計画に盛り込む内容

- ・分野別計画を横断的につなぎ、地域福祉保健に関する施策を調整するための連携した取組
- ・区計画を進めるために必要な市や市社会福祉協議会による支援策、区域で解決できない課題に対する市域での取組
- ・市民の活動の基盤整備に関する取組

区計画の区域計画の位置づけ

区の特성에応じた、区民に身近な中心的計画

区計画の区域計画に盛り込む内容

- ・地域福祉保健に関する区の方針
- ・地区別計画の活動を支える取組
- ・区域全体の福祉保健の共通課題、住民主体の活動では解決できない課題、区域で取り組むべき課題に対する区役所・区社会福祉協議会・地域ケアプラザの取組

区計画の地区別計画の位置づけ

地区の課題に対応するため、地区が主体となり、区役所・区社会福祉協議会・地域ケアプラザと協働して策定する計画

区計画の地区別計画に盛り込む内容

- ・住民主体の活動により解決を図る課題に対する取組
- ・地域の生活課題の解決に向けた、地域の人材と資源を生かした身近な支え合いや健康づくりの取組
- ・支援が必要な人の日常生活に連動した支援策・取組

イ 他計画との関連性

地域福祉保健計画は、横浜市基本構想を上位計画とし、基本構想で掲げる都市像の一つである

「いつまでも安心して暮らせる安全安心都市」を実現するための計画でもあります。

また、平成30年に策定された「横浜市中期4か年計画」においても、

地域福祉保健計画の推進に関する内容が掲載されています。

さらに、地域の視点から高齢者、障害者、子ども、保健等に関する分野別計画に共通する理念、方針、

地域の取組の推進方向などを明示し、各対象者全体の地域生活の充実を図ることを目指しています。

(3) 緑区地域福祉保健計画(第1期から第3期)の概要

<第1期計画(平成18年度から平成22年度)>

緑区では、平成16年度策定の市計画を受け、

「みどりのわささえ愛プラン」の第1期計画を平成18年1月に策定しました。

策定にあたっては、平成16年度からの2年間で、11地区連合自治会単位で開催した地区別意見交換会や

分野別・団体別インタビュー、区民アンケートを実施し、そこで出された意見を、

「つながり」「人材・担い手」「機会・場」「情報」「安心・安全・健康」の

5つのキーワードに分類し、各団体の代表者や公募委員、学識経験者で構成する策定委員会で検討を行いました。
それを踏まえて、計画の基本理念と、上記のキーワードを核とした5つの基本目標等で構成する、
第1期計画を策定しました。

＜第2期計画（平成23年度から平成27年度）＞

第1期計画の振り返り等を踏まえ、第2期計画は、区内11地区の実情や地域の特色を生かし、
区民と協働で策定する「地区別計画」と、区役所・区社会福祉協議会・地域ケアプラザ等が地域と協働し、
緑区全体で取り組む「区計画」とで構成することとしました。
この第2期計画は、日常生活に関連した課題などに対する地域の取組計画をまとめた「地区別計画」と、
地域を越える課題や地域だけでは対応しにくい課題、区全体で共通の課題、
地域の取組を支援する計画などをまとめた「区計画」を互いに連動して進めていました。

＜第3期計画（平成28～令和2年度）＞

第2期計画の基本目標が「地区別計画」と「区計画」の両者にかかるものとして策定されたことを引き継いで、第3期計画においては、計画全般を「全体計画」、区計画を「区域計画」とし、「地区別計画」も含め構成の見直しを行いました。
また、第3期計画をより実践的な計画とすることを目指し、「区民アンケート」や「分野別・団体別グループインタビュー」を踏まえて、重点的な課題を抽出し、そのテーマに沿った「重点テーマ」（※）等を設けました。

※第3期計画の基本理念・基本目標 載せる？

（4）緑区地域福祉保健計画 「みどりのわささえ愛プラン」推進策定委員会について
計画は、区民、事業者・団体、行政が協働で取り組むものであり、
「区民全体で取り組む計画」となるよう目指しています。
本委員会は、学識経験者や自治会、地区社会福祉協議会、福祉保健活動団体などの代表者
で構成しており、
計画の方針や「区域計画」の推進状況の把握などについて意見交換しています。
なお、本委員会の運営は、区福祉保健課と区社協を中心に、
地域ケアプラザや区役所他課等と連携して行っています。

【9ページ】

2 第4期緑区地域福祉保健計画の策定にあたって
（1）第4期計画の検討にあたって

ア 第3期計画の振り返り

第3期計画（9ページ参照）では、「みどりのわささえ愛プラン」の基本理念である
「共に支えあうつながりのあるまちづくり」の実現に向けて、
区民、地域、行政が協働で地域課題に対する取組を進めました。

（ア）成果

第2期計画から継続し、地域の状況に応じた住民主体の活動・取組が着実に進められています。
また、第3期計画において新たに始められた活動・取組もあります。
地域支援の体制づくりを一層進め、「地区別計画」の取組に関して、
推進状況報告書の作成や区社会福祉大会第二部の開催、本計画の啓発動画作成・公開等を通じて、
情報提供やノウハウを区全体に共有しました。
また、「区域計画」では、各分野で制度・取組の対象や内容が拡充され、
それに伴い、支援機関の参加する連絡会議等を通じて、ネットワーク構築が進みました。

（イ）第4期計画に引き継がれる課題

第3期計画を振り返り、「地区別計画」については、より住民に身近な地域での取組を推進し、地域福祉保健の取組の充実に向けた支援の基盤づくりをさらに推進することが必要です。地域活動の担い手や活動の機会・場の確保、活動団体間のネットワーク強化などにより、活動がより充実できるよう取り組むことが求められています。そして、「区域計画」については、多様化する福祉ニーズに対応できるよう支援者のネットワークの構築・強化がより一層必要となっています。併せて、各種制度活用の啓発等、支援に関する情報をより多くの区民に届ける取組が必要です。また、計画全体として、これまで区や区社協、地域ケアプラザ、各種活動団体が実施している取組等について、より幅広い課題に対応できるように進めていくために、企業や社会福祉法人、NPO法人等の多様な主体と一層連携・協働していくことが必要です。（その他、第3章の「現状・背景」欄でも課題について説明しています。）

イ 国の考え方

しょうじこうれいかや人口減少の進展、世帯の小規模化、住民同士のつながりの希薄化、非正規雇用の拡大等、私たちを取り巻く社会の状況は大きく変化しています。同時に「社会的孤立」や介護と育児の問題を同時に抱える等の「複合的な課題」、既存の支援制度では対応が難しい「制度の狭間の問題」が増えています。こうした中で、これまで対象ごとに整備が進められてきた公的支援について、今後、様々な課題に包括的に対応していくことが求められています。また、改めて地域を基盤にした支え合いが注目され、福祉保健分野を問わず、様々な主体が協力して課題を解決する力を高めていくことが必要とされています。国では、このような状況を踏まえ「地域共生社会の実現」を目標に掲げ、社会福祉制度の改革へ向けた様々な検討が進められています。

ウ 第4期市計画の考え方

第4期市計画は、第3期市計画から引き続き、分野横断的に設定している3つの柱をもとに推進することとされています。

エ 構成の変更について

第3期計画では、「区域計画」については、分野別・対象者別に設定した6つの「重点テーマ」をもとに構成して推進してきました。一方、平成29年に国から考え方が示された「地域共生社会」づくりに向けて、社会福祉法では、「市町村による地域住民と行政等の協働による包括的支援体制づくり」や「福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画策定の努力義務化」等について規定されています。そこで、国の考え方や、第4期市計画を踏まえ、第4期計画については、「区域計画」を「分野別・対象者別の構成」ではなく、「分野横断的な構成」とします。また、第4期計画が目指すもの（目標）を明確化するため、「目標」と名の付くものについては基本理念に併記する「全体目標（目指す姿）」のみとすることで体系的にかんめいかします。

【12ページ】

(2) 緑区の概況

ア 統計データ

(ア) 人口及び世帯すう、世帯規模の推移

区内の人口及び世帯すうは平成27年以降増加傾向にあります。世帯規模は縮小傾向にあります。

(イ) 緑区の年齢別転出入者数（令和元年中）

区内の令和元年中の転出入の状況としては、20代及び30代で約6割を占めています。年代別の割合としては、転入者も転出者も大きな違いは見られません。

(ウ) 特定健診受診状況（平成30年度）

平成30年度の特定健康しんさの実施状況は、緑区は23.62%で18区ちゅう12番目で、
横浜市の平均よりも低い水準でした。

(エ) 平均自立期間・平均寿命(平成28ねん)
平成28ねんの緑区の平均自立期間及び平均寿命については、男性、女性ともに横浜市平均よりも長くなっています。
日常生活に介護を要する期間を平均寿命から算出すると、
男性が1.88さい、女性が3.79さいとなっており、こちらも横浜市平均よりも長くなっています。

(オ) 緑区の要介護・要支援認定者数の推移(平成27年度から令和がん年度)
高齢者人口の増加に伴い、要介護・要支援認定者数も年々増加しています。

(カ) 各種障害者手帳交付者数の推移(平成26年度から30年度)
「身体障害者手帳」の所持者数はほぼ横ばいに推移していますが、
「愛の手帳」(療育手帳)と「精神保健福祉手帳」の所持者数は増加傾向にあります。

(キ) 保育所等申請者数及び申請者の未就学児人口に占める割合の推移(平成22年から令和2年)
働き方の変化に伴い、保育所利用申請者数及び割合は増加傾向にあります。

(ク) 児童虐待相談受付数(福祉保健センター受付分)(平成27年度から令和がん年度)
区での児童虐待に係る相談受付に対する対応件数は年々増加しています。

(ケ) 生活保護受給者数(平成27年度から令和元年度)
生活保護受給者数及び保護率は、平成27年からゆるやかに減少しています。
保護率はいずれの年も横浜市平均よりも低くなっています。

(コ) 外国人住民数(国別外国人数)(令和2年3月31日時点)
緑区の外国人居住者数は4,350にんと18くちゅう11番目であり、横浜市全体の約4%となっています。
中国国籍のかたとインド国籍のかたで半数を占めており、
インド国籍のかたは1,083にんで18くちゅう最も多い人数となっています。

(サ) 自治会加入世帯数・加入率の推移(平成27年度から令和2年度)
自治会加入世帯数及び加入率とも、年々減少傾向にあります。

(シ) 区ボランティアセンターの登録・利用状況(平成27年度から令和元年度)
新規登録のグループすう及び個人すうは、年によって増減のばらつきはありますが、
平成29年からは個人の登録者すうは増加傾向にあります。
依頼件数も同様にとしによって増減のばらつきはありますが、
ニーズ対応率は平成28年から増加傾向にあります。

【19ページ】

イ 支援者・当事者及び福祉保健活動団体ヒアリング結果
令和元年度に実施した支援者・当事者及び福祉保健活動団体ヒアリングの結果についてご紹介します。

【21ページ】

ウ 区民アンケートの結果
令和がん年度に実施した福祉保健に関する区民アンケートの特徴的な結果についてご紹介します。

【25ページ】

(3) 第4期計画について

ア 計画期間

令和3年度から令和7年度までとします。

イ 体系図

基本理念：誰もが安心して暮らし続けられる緑区をめざして

全体目標（目指す姿）：一人ひとりが主役・共に支えあうつながりのあるまちづくり

地区別計画（実施主体、：地域）

地域の皆様が区・区社協・地域ケアプラザと協働して推進・策定する計画です。

各地区の特性に合わせた重点取組や具体的な活動を掲載しています。

区域計画（実施主体、：区・区社協・地域ケアプラザ）

緑区の特性に応じて、各地区共通の課題に対する地区別計画の活動を支える取組について掲載しています。また、区域の課題に対する区・区社協・地域ケアプラザの取組についても掲載しています。（→詳細は55ページから82ページへ。）

地区別計画を支える取組

（重点項目A）

- 重点項目A1 地域活動の担い手・人材の確保及び育成
- 重点項目A2 地域活動団体の運営支援
- 重点項目A3 地域の活動及び交流の機会・場づくり
- 重点項目A4 地域活動の情報伝達の工夫
- 重点項目A5 地域における見守り体制の推進
- 重点項目A6 多様な主体と連携・協働した地域活動支援

区域全体での取組

（重点項目B）

- 重点項目B1 データを活用した施策推進
- 重点項目B2 課題解決に取り組む推進体制づくり
- 重点項目B3 様々な背景を越えた住民相互理解の風土づくり
- 重点項目B4 身近な地域で支援が届く仕組みづくり
- 重点項目B5 多様な主体と連携・協働した施策展開

推進の視点1：地域福祉保健を推進するために必要な意識の醸成・推進体制づくり
地域福祉保健を推進していくためには、すべての人が支え合いの意識を持って取り組んでいくことが大切です。活動や取組を進めていく担い手・支え手の体制や、区・区社協・地域ケアプラザ等関係機関による活動支援体制を整えていくことが重要です。

推進の視点2：支援が必要な人を発見・支えるとともに、困った時には自ら発信することができる仕組みづくり
支援を必要とする人には、日頃から地域コミュニティとつながりのある人だけでなく、つながりのない人もいるため、情報をあらゆる機会が多様な手段を用いて発信し届けることが必要です。
また、地域全体で様々な活動が行われ、支援を必要とする区民が地域コミュニティとつながる機会を持ち、日頃からの見守りの仕組みづくりを進めることが必要です。

推進の視点3：企業・社会福祉法人・NPO法人等、多様な主体との連携・協働による地域福祉保健の推進
既存の団体等だけで取り組めることには、限りがあります。地域福祉保健の取組をより進めていくためには、企業・社会福祉法人・NPO法人などの多様な主体と連携・協働することも必要です。様々な主体が関わることで、既存の取組の充実や課題への新しいアプローチなどが期待できます。

(ア) 基本理念及びその考え方

基本理念「誰もが安心して暮らし続けられる緑区をめざして」は、
全体目標（目指す姿）「一人ひとりが主役・共に支えあう つながりのあるまちづくり」とともに
計画全体の総合的な指針として、第3期計画のものを継承することとしました。
区民の誰もが、年齢を重ねても、障害があっても、
身近な地域で安心して暮らし続けられるまちづくりの実現を目指していくことが必要です。
区民一人ひとりが、自分の持つ力を十分に発揮し、心豊かに充実した生活を送ることができるよう、
区民、団体、事業者等が協働で、共に支え合い、区民同士のつながりのあるまちづくりを進めていきます。

（イ）地区別計画と区域計画の関連性

第3期計画と同様に、基本理念の実現を目指して、「地区別計画」及び「区域計画」を推進します。
「地区別計画」については、各地区の特性に合わせた重点取組や具体的な活動を掲載しています。
一方、「区域計画」の重点項目については、
各地区共通の課題解決のための重点項目としての「地区別計画を支える取組」と、
区域の課題解決のための重点項目としての「区域全体での取組」の2つの性格のものを掲載しています。
なお、第4期計画では「地区別計画」と「区域計画」の関わりをより強調することにより、
各地区共通で挙げられている課題の解決のために「区域計画」が支援することを明確化する構成としました。

（ウ）推進の視点及びその考え方

第4期計画を推進するにあたって3つの必要な視点を示しています。
推進の視点1 地域福祉保健を推進するために必要な意識の醸成・推進体制づくり
地域福祉保健を推進していくためには、すべての人が支え合いの意識を持って取り組んでいくことが大切です。活動や取組を進めていく担い手・支え手の体制や、
区・区社協・地域ケアプラザ等関係機関による活動支援体制を整えていくことが重要です。

推進の視点2 支援が必要な人を発見・支えるとともに、困った時には自ら発信することができる仕組みづくり
支援を必要とする人には、日頃から地域コミュニティとつながりのある人だけでなく、
つながりのない人もいるため、情報をあらゆる機会が多様な手段を用いて発信し届けることが必要です。
また、地域全体で様々な活動が行われ、支援を必要とする区民が地域コミュニティとつながる機会を持ち、
日頃からの見守りの仕組みづくりを進めることが必要です。

推進の視点3 企業・社会福祉法人・NPO法人等、多様な主体との連携・協働による地域福祉の推進
既存の団体等だけで取り組めることには、限りがあります。地域福祉保健の取組をより進めていくためには、
企業・社会福祉法人・NPO法人などの多様な主体と連携・協働することも必要です。
様々な主体が関わることで、既存の取組の充実や課題への新しいアプローチなどが期待できます。

ウ 新型コロナウイルス感染症を受けて

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、令和2年5月に国から「新しい生活様式」の実践例が示されました。
感染症拡大予防のために、飛沫感染や接触感染さらには近距離での会話への対策を実践していく必要があります。
地域活動の場面においても、「3つの密（密集・密接・密閉）を避けること」、「マスク・換気・消毒などを心がけること」、「身体的距離をとること」などに留意する

ことが必要となり、これまでの活動形態の見直しが必要となっています。その結果として、「活動の継続ができたとしても縮小している」状況や、「活動を休止・中止をせざるを得ない」状況も生じています。新たな地域活動のスタイルを模索し、様々な工夫をしながら、お互いの心の距離やつながりを保てるようにしていく必要があります。なお、令和2年度に区社協が実施した「新型コロナウイルスに負けるな！地域活動応援プロジェクト」の一環で、コロナかでの地域活動の工夫等について、活動団体向けアンケートをとりました。このアンケート結果については40ページのコラムを参照してください。

【コラム】

新しい生活様式

新型コロナウイルス感染症拡大のため、新しい生活様式に対応した活動が求められるようになりました。

地域では、これまでの活動を今一度見つめ直し、どのようにしたら継続できるかを考え、工夫をしながら取組を進めています。

その結果、これまでとは違い、顔を合わせる機会が減ってしまう活動もありますが、オンラインでつながることなどで自宅にいながらも様々な活動ができるようになりました。

今後も、様々な工夫をしながら、地域にとって必要な活動が継続できるよう、引き続き検討や取組を進めていくことが大切です。

<緑区での活動事例 ～こんな取組が進みました！～>

【オンライン等を活用した取組】

- ・地域ケアプラザでの自主事業を動画で配信（健康体操、音楽など）
- ・地域ケアプラザで行う健康相談・法律相談等をオンラインで実施
- ・ウェブ会議システムを活用した会議の開催
- ・SNSによる情報発信の工夫
- ・高齢者向けスマホ講座の開催 など

【その他の取組】

- ・飲食を伴う活動は手作りの調理はやめ、既製品の配食に切り替えて実施
- ・手紙交換を通じたたせだいこうりゅう など

【コラム】

みんなで取り組む「ささえ愛プラン」～じじよ・きょうじよ・こうじよの考え方について～

地域福祉保健計画は、地域住民や福祉保健等の関係団体、行政、社会福祉協議会、地域ケアプラザ等が協働で取り組む計画です。

計画の推進においては、個人や家族でできることは自分たちで取り組む「じじよ」、

ひとりでは解決できないことを地域でお互いに助け合う「きょうじよ」、

行政等の公的機関でなければ解決できない問題に取り組む「こうじよ」が相互に連携・協力し、

それぞれを組み合わせながら、生活課題や地域課題の解決に向けた取組を進めていくことが重要です。

【29ページ】

第2章 地区別計画

1 地区別計画について

（1）地区別計画とは

区内の11連合自治会・地区社協単位で開催される「地区別計画推進策定委員会」が中心となって、

各地区の特徴を生かした地区別計画を策定しています。

地区別計画に掲げられた目指したいまちのすがた・スローガンの実現を目指し、地区別委

員会が中心となり、地域課題の解決に向けた取組を行うとともに、地域福祉保健の推進に係る各種の情報の共有・意見交換や振り返りをおこなっています。

(2) 地区別計画の推進及び策定の主体

ア 地区別計画推進策定委員会について

地区別委員会は、地区連合自治会、地区社協、地区民生委員児童委員協議会など様々な地域の活動団体の代表者などで構成されています。すでに地域では、自治会活動を中心に様々な活動が行われており、担い手の確保や世代間交流などの共通課題を解決するとともに、地域活動を継続し、団体間の連携をより強化することなどが求められています。地区別委員会では、そうした地域課題の解決に向けた取組を行うとともに、地区別計画の推進に向けた各種情報共有や意見交換等を行います。

イ 地区別計画支援チームについて

緑区では、地区別計画の推進に向けて、地域住民が主体となって推進していけるよう、区・区社協・地域ケアプラザ等の職員で構成する「地区別計画支援チーム」が引きつづき各地区を支援します。「地区別計画支援チーム会議」を開催し、チームメンバーが日常業務の中で把握した地域の情報や課題などを共有し、解決策や取組について検討しています。

ウ 地区別計画推進策定委員会連絡会の開催

地区別委員会の委員長、地区別計画支援チームのチームリーダーなどが参加する「地区別計画推進策定委員会連絡会」を開催し、地区別委員会の開催状況やスケジュールの共有、各地区の取組内容などの情報交換・意見交換などを行います。

(3) 地区別計画の振り返り方法

地区別委員会の議論の内容をまとめた「地区別計画推進策定委員会通信」を、各地区ねん2回程度発行し、自治会回覧等をおこなっています。これらの通信等をまとめ、各年度の「推進状況報告書」を作成し、地区別計画の推進状況についてまとめて、翌年度の各地区別委員会における振り返りに活用しています。また、連絡会において、各地区の取組状況について情報共有を行います。なお、計画推進期間の3年目から4年目（令和5年度から令和6年度）には次期計画策定の素地となる中間振り返りを行う予定です。

【31ページ】

【東本郷地区】

【人口データ】令和3年3月末時点

12,568にん
14さい以下：1,427にん 11.4%
15さいから64さい：7,445人 59.2%
65さい以上：3,696にん 29.4%

【地区の特色】

昭和40年代から計画的に開発された戸建てを中心としたまちです。しょうし高齢化が進行し、小学校の児童すうは15年前から半減しています。また、高齢化率も約30%となっており、中でも東本郷2丁目と3丁目の高齢化率が特に高く、50%に迫りつつあります。一方で、従来から多くのボランティア団体・グループや趣味サークルなど、住民による活動がとても盛んです。活動を通じて、住民同士のつながりづくりができていることは、東本郷地区の大きな特徴のひとつです。

【第3期計画の振り返り】

自治会や地区社会福祉協議会、第3期計画から立ち上がった4つの専門委員会（「高齢者支援ネットワークづくり」「認知症」「子ども子育て」「東本郷健康づくり」）等を中心に、地区別計画を推進してきました。令和元年度に9回目を迎えた「ひがほんふるさとまつり」は、様々な世代が交流できるイベントとして定着するなど、従来から取り組んできた活動が継続できています。また、新たに隣近所での見守りの必要性や、認知症対策の普及啓発、健康寿命の延伸のための取組、子どもの居場所づくりについて取り組んできました。その一方で、しょうし高齢化、ライフスタイルの変化に伴い、地域活動への参加者が増えず、活動の担い手の固定化などの課題があります。

【東本郷地区 地区別計画推進策定委員】

次の各団体等の代表者で構成しています。（順不同）
連合自治会 各自治会 地区社会福祉協議会 民生委員児童委員協議会 保健活動推進員 老人クラブ
環境事業推進委員 まちづくり協議会 友愛活動推進員 スポーツ推進委員 青少年指導員
地域防災拠点運営委員会 家庭防災員 子育てサロン ささえ愛の会 みどり養護学校
小学校 小学校PTA 中学校

【東本郷地区の目指したいまちのすがた・スローガン】

地域が息づき、みんなが安心・安全を感じ、住んでよかったと思えるまち 東本郷

【重点取組1】

これからも、安心・安全な地域でつながり、支え合い、一緒に楽しみを共有します

【具体的な活動】

子どもから高齢者までの世代を超えた交流を促進するため、「ひがほんふるさとまつり」やたいいくさい、防災訓練など全員参加型の行事やイベントについて継続します。様々な活動団体同士が、お互いの活動内容を知り合い、たせだいかんの「つながり」づくりが進むような機会を設けます。「つながり」を活かして、他団体の好事例の共有や様々な団体との協力関係づくりを進めていきます。地域で行われている活動を次世代につなぐために、活動の担い手の負担軽減の取組を進めます。（例：OB・OGによる活動フォロー、活動引継ぎに関するマニュアル作成 等）安心・安全が感じられるまちを目指して、地域の防犯や交通安全などについても、学校をはじめとした様々な機関・団体と連携して取り組みます。

【重点取組2】

地域の情報を誰もが入手しやすくします

【具体的な活動】

地域の情報を住民同士が口コミで発信することに加えて、次のことに取り組みます。全員参加型の行事・イベントの機会を活用して、団体の活動情報について広く周知できるよう工夫します。地域の情報が必要な人に届くよう、自治会のかいらんばん等による情報伝達手法の改善を検討します。回覧板・かいらんばんなどを活用したこうほうしなどの紙媒体に加えて、ホームページやSNSなどの電子媒体を活用した情報発信に取り組みます。

【重点取組3】

テーマ別の課題解決に向けて、地域の団体が連携して取り組みます

【具体的な活動】

次のテーマ別の取組については専門委員会が中心となって推進します。
ひとり暮らし高齢者や複合的な課題を抱える世帯に対する見守り活動について、民生委員児童委員を含めた地域としてできることを検討します。
将来家族の介護を担うことになる若い世代への認知症対策の普及啓発を進めます。
子どもから高齢者まで地域の誰もが気軽に集うことのできる居場所づくりにあたっては、地域にある自治会館等の既存施設の活用も含めて検討します。
住民が参加しやすい場所での健康づくりの取組を実施します。（例：ラジオ体操 等）

【33ページ】

【鴨居地区】

【人口データ】令和3年3月末時点

15,814にん

14さい以下：1,890にん(12.0%)

15さいから64さい：10,029にん(63.4%)

65さい以上：3,895にん(24.6%)

【地区の特色】

鴨居駅周辺などを中心にこだてやマンション開発が続いており、人口はこの15ねんほどは約15,000人程度で微増しています。
40ねんほど前に開発された地区（4丁目と7丁目）などでは、高齢者・要介護者なども多く、介護予防、健康づくり、生活支援などの分野で課題が生じてきています。
しょうし高齢化による後期高齢者の増加率が顕著で、この10ねんほどで1,000にん以上増加していくことが予測されます。

【第3期計画の振り返り】

自治会のOB・OGも活躍できる機会づくりとして、住民アンケートや説明会等の準備を重ね、

「鴨居チョイボラ」というお助けボランティアの仕組みを立ち上げました。

ボランティア（サポーター登録者）は約100にんおり、

ニーズ等を検証しながら活動のじゅうじつを目指しています。

高齢化が進む中で、今後「鴨居チョイボラ」が地域に定着し、推進されていくことが大切です。

住民にとって、できる範囲で携わることのできる活動があることは、本人の健康づくり・生きがい、

ひいては地域のつながりのあるまちづくりにも結びついていくことが期待できます。

また、地域活動基盤を支えるために、「自治会は大人の部活だ!!」をキャッチフレーズに、

オリジナル自治会加入促進パンフレットを作成し、転入世帯に配布しています。

黄色いリボンの取組では、使い方実践のためねんに2回の一斉実施日を指定し掲示率のこうじょうを図っています。そして、男性も気軽に集うことのできる場づくりの活動にも取り組んでいます。

コロナかで「新しい生活様式」に合わせた活動の工夫を模索しながら、地域に根差した取組を進めています。

【鴨居地区 地区別計画推進策定委員】

次の各団体等の代表者で構成しています。（順不同）

連自治会、単自治会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、青少年指導員、スポーツ推進委員、家庭防災員、保健活動推進員、消費生活推進員、ボーイスカウト、鴨居おやじの会、鴨居消防団

【鴨居地区の目指したいまちのすがた・スローガン】

あなたが主役 地域が舞台 人情あふれる街・鴨居～住み続けたい鴨居 笑顔をあなたに!!～

【重点取組1】

地域で支え合い、つながりを大切にするまちを目指します

【具体的な活動】

鴨居チョイボラの活動を継続・拡大し、生活上の困りごとを抱える住民に広く利用してもらい、住民同士が支えあう意識を醸成します。
また、広く住民に馴染み、利用促進につながるための周知を進めます。
高齢化するサポーターの安全面などに配慮し、活動参加者について若い世代から高齢世代まで互いに支え合えるように検討します。
子どもから高齢者、外国人等の地域での居場所づくりや困り事をサポートする活動をけいぞくし、挨拶や交流を通じて顔のみえる関係づくりを進めます。
第3期に作成したパンフレットを活用する等、自治会加入促進の取組を継続し、ゴミ出しのマナーや災害時の支え合い活動等への理解・協力を広めます。

【重点取組2】

安全・安心のまちを目指します

【具体的な活動】

日頃から支援につながりやすい関わりを意識し、災害時に安否確認できるよう、「鴨居防災ささえあいカード」や「黄色いリボン」、「緊急時情報シート」の取組をけいぞくします。
災害時の対策や取組が住民にいき届くための周知を引き続き進めます。

【35ページ】

【竹山地区】

【人口データ】令和3年3月末時点

6,639人

14歳以下：463人(7.0%)

15歳から64歳：3,220人(48.5%)

65歳以上：2,956人(44.5%)

【地区の特色】

若い世代が減少し、少子化が進行しています。
高齢化率は令和3年3末日現在で44%を越え、担い手が高齢化し、見守りの必要な対象者も増加しています。20ねんほど前は1万人以上いた総人口は現在6,600人にまで減少し、このまま推移すると2030ねんには、高齢化率が50%を超えることが見込まれます。
一方で令和2年より神奈川大学サッカー一部が清掃活動や地域行事等に参加するなど地域のコミュニティが広がっています。

【第3期計画の振り返り】

「ふれあいさろんちくたく」に「カフェぶらり」が誕生し、地域・介護・医療が包括的につながれる場となっています。
たせだいかん交流では、竹山しょうてんがいにたせだい交流のフリースペースとして「みんなの池活クラブ」がオープンし、竹山小学校と連携して環境調査も実施しています。

竹山ボランティアセンターでは、身近なお手伝いをおこなっており好評です。
まち全体として、様々な行事や取組をおこなっていますが、子ども・子育て世代の人口減少の中で、またコロナかにおいて、地域交流の工夫が求められています。
自治会では「防災ささえ愛カード」の取組を継続しています。
また、地区社会福祉協議会のホームページもリニューアルしました。
竹山連自治会等がおこなった住民アンケート（令和元年度実施）では、負担感の大きさや高齢化、時間がない等の理由による活動への参加者や担い手の減少がうかがえます。
また、活動やサービスについての情報が十分につたわらないこともうかがえます。
高齢者人口が増加し、若い世代が減少する中で、地域の活力を保持しながら支えあうため

の議論が続いています。

【竹山地区 地区別計画推進策定委員】

次の各団体等の代表者で構成しています。(順不同)

連合自治会 単位自治会 地区社会福祉協議会 民生委員児童委員 保健活動推進員 青少年指導員
スポーツ推進委員 小学校 小学校PTA 保育園

【竹山地区の目指したいまちのすがた・スローガン】

安全に安心して仲良く暮らせる街づくり

【重点取組1】

様々な地区活動やボランティア活動等の体制づくりを進め、担い手の負担軽減に取り組みます

【具体的な活動】

役割負担を軽減できるように、組織形態や活動内容など、

これまでの地区活動の仕組みややりかたの見直しを検討します。

「新しい生活様式」に即した行事の内容ややりかた、各自治会同士での協力体制などについて話し合いを進め、活動の活性化と次世代への継承に努めます。

【重点取組2】

見守りが必要な人についての情報共有の工夫や知りたい情報を正確に迅速かつわかりやすく知らせる工夫に取り組みます

【具体的な活動】

タブレットを使ったオンラインの活用や地区内での様々な連携、近隣住民の気づきなどにより、

見守りが必要な人の情報を共有します。

チラシの作成や掲示の工夫等、誰もがわかりやすく伝わりやすいように、正確な情報伝達に努めます。

近所のコミュニティや団体間、管理組合との連携を生かして、情報を迅速に伝えるための仲間づくりを広げます。

「防災ささえ愛カード」などの取組を通じてデータベースを更新し、

平常時も含めて必要な時に情報が取り出せる災害時の連絡体制づくりに継続して取り組みます。

【重点取組3】

世代間・団体間の交流を実現できる体制を構築します

【具体的な活動】

地域交流の基本となる「挨拶」をお互い意識して活動します。

美化活動やラジオ体操などの身近な地域行事や活動において、子どもから高齢者まで誰もが参加し、

交流できる機会をつくり、相互の見守り体制を進めます。

地域行事や地区内の活動を工夫し、各団体などと連携しながら「新しい生活ようしき」の中で

学生をはじめとした若い世代が参加し、交流できるよう取り組みます。

竹山小学校と連携した小学生でもできるミニボランティアの仕組みを検討します。

【37ページ】

【白山地区】

【人口データ】令和3年3月末時点

11,291にん

14さい以下：1,547にん(13.7%)

15さいから64さい：7,148にん(63.3%)

65さい以上：2,596人(23.0%)

【地区の特色】

開発から30年ほどが経過した山坂の多いこだてじゅうたくがいでは高齢化が進んでいますが、再開発された3丁目などは、乳幼児・子育て世代の人口比率が高くなっています。また、丘陵側と鶴見川沿いでの地理的な違いもあり、外出への影響など支援のニーズが異なることがうかがえます。高齢者人口は今後約15ねんで1,000にん程度増加していくことが予測されています。

【第3期計画の振り返り】

食事会や配食サービスは、ひとり暮らしの高齢の利用者が増えており、食事を届ける際の声かけを大切にしています。また、担い手は高齢化により減少しています。コロナかでの感染予防が求められる中で、活動の工夫について模索しています。地区社会福祉協議会が中心となり発足したボランティアグループ「猫の手」は、地域への宣伝にも力を入れてパトロール活動や草むしりを実施しています。子育て支援では、「コガモひろば」や「はくさんHAPPY MAMA'S」を感染対策に配慮しつつ開催しており、どちらも好評を得ています。犯罪発生をよくしりよくとなるパトロール活動を継続・推進中です。令和元年度は防犯推進委員会が設立され、マンション各自治会、白山自治会及び白山緑自治会で連携し合同防犯パトロールを4回実施しました。取組を広げる上では、地域内での円滑な情報共有が課題です。地域防災拠点では、令和2年度は機材及び救出訓練に加えて、避難生活スペースの区割りを再検討し、発災時を想定した拠点開設・運営訓練を実施しました。また、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難者受付訓練にも取り組みました。美化分野では、担い手の高齢化で活動が難しくなる場合もあり、参加人数の減少が課題になっています。

【白山地区 地区別計画推進策定委員】

次の各団体等の代表者で構成しています。（順不同）
連合自治会、単位自治会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、消費生活推進員、スポーツ推進委員、青少年指導員、保健活動推進員、わかば会、いちえ会、コガモひろば、消防団、はくさんグリーンクラブ、はくじゅかい、白山シニア会、環境事業推進委員、交通安全協会

【白山地区の目指したいまちのすがた・スローガン】

はくさんのじじよ・きょうじよ・きんじよによる安全・安心なコミュニティづくり～白山の絆で団結しよう！～

5つの重点取組を相互に関連させながら、住民同士がつながり合い、地域の中でゆるやかな見守りのネットワークを広げていきます。

【重点取組1】

福祉 孤立化を防ぎ、つながりを広げよう

【具体的な活動】

- ① 地区内の住民の高齢化に伴い、民生委員児童委員による見守り訪問、自治会活動や食事会、配食サービスなどを通じて、顔の見える関係をつくり、ゆるやかに見守れる地域を目指します。
- ② 活動団体同士や参加者同士がつながるよう、各団体で互いの活動について情報共有し、協力して互いの活動をPRします。

【重点取組2】

子どもの健全育成 子育てしやすい地域づくりをめざそう

【具体的な活動】

- ① 子どもの見守り活動に携わる活動者と子どもたちが挨拶を交わしながら、子どもたちの育ちを見守る意識を醸成します。
- ② 「コガモひろば」や「はくさんHAPPY MAMA'S」など、身近な場所で集うことのできる子育てサロンを継続するとともに、活動が存続できるよう負担軽減を検討します。
- ③ 子ども会の役員負担を軽減できるような仕組みづくりを引き続き検討します。

【重点取組3】

防犯 地域のぼうはんりょくを高めよう

【具体的な活動】

- ① 「声かけは防犯の第一歩」を合言葉に、防犯パトロールは健康づくりや情報収集などにも役立つことをPRし、より多くの参加者を募ります。
- ② 誰もが気軽に参加できるように、地区全体で実践できる防犯パトロールの仕組みを引き続き広げていきます。(例：実施時間帯やパトロールコースの工夫 等)
- ③ 防犯に関する意識を高めるため、研修会の開催などにより地域住民の意識啓発に取り組みます。

【重点取組4】

防災 地域のぼうはんりょくをはぐもう

【具体的な活動】

- ① 作成した各エリアの防災マニュアルを地域全体の会合等の場で共有し、まちのきょうじょの力の向上につなげます。
- ② 災害時に援護を要する住民の情報を、活動者側が簡便に把握できる取組をより一層進めます。(例：訓練時に玄関先に各世帯の安否状況を確認できるようにする 等)
- ③ 自治会が防災訓練の開催にあたって、様々な活動団体やマンション管理組合、近隣企業等と連携することで、日頃からの関係づくりに取り組みます。

【重点取組5】

環境 ごみ・美化・地球温暖化などの課題に地域で取り組もう

【具体的な活動】

- ① 各自治会や各団体でおこなっている活動について、地域全体の会合等の場で情報交換し、互いのよいところを広めながら、まち全体で環境課題の解決に向けた取組を推進します。
- ② 花植えや清掃などの活動を通じて、美化や防犯に役立つ緑豊かな環境をつくとともに、つながりのあるコミュニティの醸成を目指します。

【41ページ】

【新治中部地区】

【人口データ】令和3年3月末時点

33,423にん

14さい以下：4,258にん(12.7%)

15さいから64さい：21,916にん(65.6%)

65さい以上：7,249にん(21.7%)

【地区の特色】

中山駅周辺は若い世代の転入が進んでいるものの、地区全体では人口が微減しています。一方で、築年数の経過したマンションや急な山坂の上にあるこだてのじゅうたくがいを中心が高齢化が進んでいます。地縁のない若い世代や身近な支援者のいない世帯など、つながりや見守り等の課題が顕在

化していますが、
見守る側である地域の担い手も不足しています。

【第3期計画の振り返り】

小・中学生が応募する「防犯・防災キャッチフレーズ」は、テーマに防災を追加しました。
地域ふれあいフェスティバルで表彰式を行うことで、子どもの自尊心を高める機会となり、
がっこうと地域とが連携する行事の一つとなっています。
また、各自治会で防災活動に取り組んでいます。はっさいじは住民の混乱が予想されるため、
地区全体での連携や取組への参加がますます大切になります。
そして、高齢者等の日常的な見守り体制づくりの議論から、地域の新聞販売店2社と見守り協定を締結しました。定期的な意見交換等も行いながら、見守りのめと意識を地域全体に広げています。
若い世代を中心に人口が増えている一方、
世帯人数が減少し単身世帯や夫婦のみ世帯も増えて高齢化が進んでいることがうかがえます。
今後、地域でのつながりをいかした顔の見える関係づくりと、ゆるやかな見守りの理解を広げることが、
安心して暮らし続けられるまちづくりにつながると考えられます。

【新治中部地区 地区別計画推進策定委員】

次の各団体等の代表者で構成しています。（順不同）
連合自治会、単位自治会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、保健活動推進員、青少年指導員、
老人クラブ、食事会、子ども育成会、小学校、中学校

【新治中部地区の目指したいまちのすがた・スローガン】

次世代まで安心して笑顔で暮らし続けられるまち

【重点取組1】

防犯・防災に強い安全・安心のまちづくり

【具体的な活動】

高齢世代だけでなく、若い世代を含めた幅広い住民の防犯・防災意識を醸成するために次のことに取り組めます。
防犯・防災に関連した活動について若い世代の参加を促す工夫をします。
（例：防災訓練への参加について学校と連携した効果的周知方法の検討 等）
子どもたちが参加するイベントに併せて、防災に関する啓発活動を開催するなど、
若い世代が防災に興味を持つような工夫をします。
地域に住む外国人に防犯・防災活動への参加を促す工夫をします。

【重点取組2】

住民同士の顔の見える関係が築かれたまちづくり

【具体的な活動】

かいらんばんを届ける際や、会費の集金時など、日常生活を通して、ご近所同士の顔がみえる関係をつくり、
ゆるやかな見守りを進めます。
防災訓練、盆踊りやお祭りなどの地域活動を通して、地域の顔がみえる関係づくりを進めます。
新聞販売店と連携した見守り活動とともに、住民同士の身近な見守り活動も進めます。

【重点取組3】

次世代につながるまちづくり

【具体的な活動】

若い世代から高齢世代までの世代を超えた交流を促進するため、運動会や盆踊り、お祭り、防災訓練など全員参加型の行事・イベントについて継続するとともに、楽しんで参加できるように内容を工夫します。
行事・イベントの参加者同士でつながりを深められる工夫をします。
行事・イベントのスタッフ側も参加しやすいように、役割負担の軽減と明確化に努めます。
若い世代が活動の情報を入手できるよう、学校と地域が連携した発信やSNSの活用などに取り組みます。

【43ページ】 【三保地区】

【人口データ】令和3年3月末時点
15,476にん
14さい以下：2,407にん(15.6%)
15さいから64さい：9,753にん(63.0%)
65さい以上：3,316人(21.4%)

【地区の特色】
公営住宅などの集合住宅がある他にこだてじゅうたくも多く、子育て世代の転入増加が続いて年少人口の割合は区の平均を上回っています。
一方、高齢者人口の割合は区の平均より低いものの、人口の増加も続いています。
三保地区には市民が利用できる公共施設がなく、駅から遠い地区や坂が多い地区もあるため、身近に歩いて行ける居場所・活動拠点づくりが求められてきました。

【第3期計画の振り返り】
ウォークラリー大会や子どもフェスタなど各団体が協力しながら開催し、子どもから高齢者まで楽しみながら交流を深めています。
他にも学校との連携や各団体により、多様な行事や活動、サロン等が行われています。
高齢者や子どもが増えている中、平成28年に見守り検討プロジェクトが発足し、見守り強化のため、地域の新聞販売店と見守り協定を締結しました。今後は、見守り対象者が地域で増えていく予測の中で、地域のつながりを広げながら支援が届く工夫を検討していく必要があります。
また、長年の地域の課題であった活動拠点（居場所）づくりのために、見守り検討プロジェクトから進展した、見守り・居場所づくり検討委員会が平成28ねんに発足しました。
地域の事業者・みついすみけんどうろ株式会社みなみかんとうえいぎょうしょと協定締結し、同社の会議室を「さんさんルーム1号館」と名付け、地区住民が使用できる新たな居場所として運用が始まりました。
さらに、三保町自治会館前にあるマンションの空き室を「さんさんルーム2号館」と名付け開設して、連合自治会が主体となり運営を始めました。

【三保地区 地区別計画推進策定委員】
次の各団体等の代表者で構成しています。（順不同）
連合自治会 各自治会 地区社会福祉協議会 民生委員児童委員 保健活動推進員 消費生活推進員
青少年指導員 スポーツ推進委員 老人クラブ 防犯指導員 友愛活動推進員 三保おやじ団 小学校
小学校PTA さんさんルーム2号館管理運営委員会

【三保地区の目指したいまちのすがた・スローガン】
ゆるやかな見守りや支え合いのできる仲間づくり

【重点取組1】

地域でのつながりを大切にし、活動を活発にしたい

【具体的な活動】

地域の交流の機会や場を次世代へつなげていけるよう、住民の声も踏まえながら、各団体が協力して、行事やイベント等に継続して取り組みます。

- ・「けんみんさい」「ウォークラリー」「子どもフェスタ」「ふれあい給食」「昔遊び」「しゅうかくさい」
- ・サロンや教室など
- ・ウォーキングや体操などの健康づくり活動

子どもや子育て世代が行事やイベント等に参加しやすくなるよう、学校との連携や、SNSやホームページ等の活用など、周知方法を工夫します。

地域の居場所「さんさんルーム」等を活用して、地域の皆が参加できる活動や交流の場づくりを進めます。

【重点取組2】

活動・交流を通じた見守り・支え合い

【具体的な活動】

日頃からの地域活動や団体同士の交流を通じて、顔のみえる関係をつくり、活動の中で住民同士のゆるやかな見守りを進めます。

活動の中で高齢者等の住民同士でゆるやかに見守ることができるよう、参加につながる情報の伝えかたの工夫を進めます。（例：回覧・掲示板に加えて、人が集まる場所への掲示などに取り組みます。）

活動の中で住民同士の交流が深まるよう、参加者が参加しやすい場の設定の工夫をします。

（例：若い世代が参加する場合は、土日に設定する、ICTを活用する、時間を区切る等）

日頃のあいさつを通して、住民同士の顔のみえる関係づくりをし、日常の中でゆるやかな見守りができるよう取り組みます。

【45ページ】

【山下地区】

【人口データ】令和3年3月末時点

16,779にん

14さい以下：2,101にん(12.5%)

15さいから64さい：10,337にん(61.6%)

65さい以上：4,341にん(25.9%)

【地区の特色】

山下地区では、こだて住宅地の開発や古い住居の建て替えによる比較的若い世帯の流入が進み、人口増加の要因になっています。しかし、尾根みち沿いや高台の住宅地・集合住宅では、高齢者も多く、庭の手入れや部屋の掃除、買い物等に関する生活課題も表層化してきています。

また、横浜環状北西線が令和2年3月に開通し、山下地域ケアプラザが令和3年4月に開所しました。山下地域ケアプラザの実施事業と連携した、地域住民の一層の交流促進や福祉保健活動の充実が期待されます。

【第3期計画の振り返り】

地区内各所で行われているサロン活動のネットワーク化（ネットワークサロンの実施）、広報活動の充実による地域情報の共有化、災害時要援護者の把握と対応方法の検討等、3つの目標（※）に沿って取り組んできました。

具体的な成果としては、ネットワークサロンの中で話し合われていた男性の居場所づくりについて、「げんきづくりステーション」としての活動開始や、区内で初めて災害時要援護者名簿の提供に係る協定を区と締結し、民生委員・児童委員による見守り活動を実施しています。

さらに、交通空白地に対するささえあいバスの運行、チョットした「お困りごと」に対

するボランティア活動（生活支援事業）等、地域の課題解決に向けた取組が進んできました。

※みつつの目標

- ①「地域での『つながり』を大切に、健康で元気に暮らし続けられるまちづくり」
- ②「必要な『情報』が入手しやすいまちづくり」
- ③「『防災・防犯』で安心・安全なまちづくり」

【山下地区 地区別計画推進策定委員】

次の各団体等の代表者で構成しています。（順不同）

連合自治会、たんい自治会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、保健活動推進員、青少年育成会、青少年指導員、スポーツ推進委員、地域防災拠点運営委員会、まちづくり委員会、ネットワークサロン

【山下地区の目指したいまちのすがた・スローガン】

地域のつながりや支え合いのある誰もが元気で暮らし続けられる街をめざして

【重点取組1】

住民相互の見守り、見守られる支え合いのまちづくり

【具体的な活動】

住民同士が支え合いながらサロンや昼食会などの活動を継続し、参加者同士のつながりをつくります。

日頃の生活の中での小さな気づきを住民相互で共有し、地域での「ゆるやかな見守り」を行います。

生活支援事業を継続し、チョットした「困りごと」に対し住民同士での支え合いを進めます。また、担い手をふやし、支え合いの輪を広げます。

災害時要援護者への支援について、日頃の支え合いのネットワークを活用して継続的に取り組めます。

【重点取組2】

地域での「つながり」を大切に、「健康」で元気に暮らし続けられるまちづくり

【具体的な活動】

元気づくりステーションやスポーツイベントなどを通して、健康づくりを行いながら参加者同士のつながりをつくります。

「新しい生活様式」に合わせて地域の活動を続けることで、フレイル予防などを進めます。また、認知症のかたも参加できる取組を行います。

ネットワークサロンなどを活用し、地域内の活動団体間のつながりを深め、情報を共有し、住民が様々な活動に新たに参加するきっかけをつくります。

【重点取組3】

必要な「情報」が入手しやすいまちづくり

【具体的な活動】

かいらんばんや掲示板を活用した情報発信を継続します。また、ささえあいバスや人が集まる場所（診療じよ、ドラッグストア、温浴施設 等）への紙媒体の掲示を進めます。

媒体の多様化の観点で、電子媒体での活動の情報発信に取り組めます。

（例：FacebookやLINEなどを活用した活動の様子（写真、動画）の発信）

情報入手方法として、住民向けにスマートフォンの活用方法について学ぶ場を設けます。

【47ページ】

【にいほるせいぶ地区】

【人口データ】令和3年3月末時点

11,444にん

14さい以下：1,343にん(11.7%)

15さいから64さい：7,809にん(68.3%)

65さい以上：2,292にん(20.0%)

【地区の特色】

JR横浜線十日いちば駅南側を中心に、公共・商業施設、医療機関、じゅうたく地が密集している一方、駅北側やにいहार町には、農地やにいहार市民の森など緑が多く残されています。

住民同士のつながりも強く、各種行事も充実していますが、新たに転居してきた住民との交流や高齢化による不足などの課題があります。そのため、十日市場町では地産ちしょうの魅力伝える「いちば」の取組や、にいहार町やこうや自治会では、新旧住民の交流の機会の充実に取り組んでいます。

【第3期計画の振り返り】

様々な世代が交流する機会となるよう、工夫してイベントをおこなっています。平成30年12月には、子どもの居場所として「こども村」が立ち上がりました。元気づくりステーションが3か所に増え、介護予防を通して高齢しゃの交流の機会となっています。

また、地域住民が交流できる場が増えていますが、その一方で、住民の高齢化、ライフスタイルの変化により、担い手として活動に関わるかたはなかなか増えていません。

そして、地域の中で、認知症のかたがいてもどう対応したらいいかわからないとの声があり、令和元年度は、単位自治会ごとに十日いちば地域ケアプラザと連携して認知症サポーター養成講座を開催し、認知症について学びました。

令和2年度からの新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、各活動の継続に係る工夫が求められています。

【にいहारせいぶ地区 地区別計画推進策定委員】

次の団体等の代表者で構成しています。（順不同）

連合自治会 地区社会福祉協議会 地区民生委員児童委員協議会 地区保健活動推進員
消防団 老人クラブスポーツ推進員 青少年指導委員 防犯部 小学校および小学校
PTA 中学校及び中学校PTA

【にいहारせいぶ地区の目指したいまちのすがた・スローガン】

あいさつを元気にかわそう！笑顔あふれ 集い楽しむ にいहारせいぶ

【重点取組1】

地域の中で顔のみえる関係を築き、交流を深めていきます

【具体的な活動】

子どもから大人まで幅広く参加できるファミリーフェスティバル、ウォーキングイベントや防災訓練などの地域活動を継続するとともに、内容や方法を工夫します。

新型コロナウイルスなどの新たな課題の中でも地域のつながりが途切れることのないよう、できることに取り組みます。

地域の中で交流を深めながら、健康づくりや仲間づくりにつながる取組を進めていきます。（例：体力等に合わせたお散歩マップの作成および活用）

活動を行うにあたって、活動団体同士が連携して企画・実施します。

【重点取組2】

地域情報を多くの住民に届けられるようにしていきます

【具体的な活動】

地域で必要な情報が効果的に伝達できるよう、対面で情報交換できる機会を増やします。また、チラシ等の紙媒体や、インターネット・SNS等の電子媒体など、受け手に合わせた広報手段を工夫します。

隣近所でインターネットによる手続き方法やSNSの使い方を教え合うなど、必要な人に必要な情報が届くための取組を行います。

住民のさらなる活動参加につなげるために、各種活動内容について団体間で共有する場を設けます。

【重点取組3】

次世代に活動をつなげられるよう取り組みます

【具体的な活動】

高齢者の経験や知恵を地域活動に活かすとともに、次世代へつなぐための仕組みづくりに取り組みます。（例：けいけんしゃが次の役員をフォローする仕組みの検討等）
初めて参加した人でも、優しく迎えられるような気配り（サポート）を地区内の活動に浸透させます。
防災訓練で子ども達が活躍できる方法を工夫するなど、次世代の育成を意識して地域活動に取り組みます。

【49ページ】

【十日いちば団地地区】

【人口データ】令和3年3月末時点

5,293にん

14さい以下：468にん(8.8%)

15さいから64さい：2,651にん(50.1%)

65さい以上：2,174にん(41.1%)

【地区の特色】

昭和30年代に建設され、丘陵に沿って、とうが並ぶ約2,500この大規模市営住宅を中心とした地区です。高齢化率は40%を越えているため、住民間での見守りや支え合い、転入住民とのつながりづくりが目下の課題になっています。市営住宅の間には、URの集合住宅があります。また、20・21がいくが開発され、令和元年11月にまちびらきイベントが行われました。

さらに、令和5年3月には、22がいくのまちびらきが予定されています。

【第3期けいかくの振り返り】

お楽しみ昼食会や配食サービスに加え、平成24ねんに開始したお茶飲み会は現在も継続しておこなっています。土曜日に開催する等、住民が参加しやすいよう工夫しています。平成30ねん12がつには、子どもの居場所「こども村」が立ち上がり、地域の子どもたちに定着しつつあります。令和元年7月には元気づくりステーションが立ちあがり、介護予防活動を通じて地域の高齢者の交流の場となっています。しかし、参加者が固定しているという課題があり、今後は、新しい住民も含めた地域全体で、より一層の連携や交流を通じて、地域の支え合いやつながりづくりを進めていきます。

【十日いちば団地地区 地区別計画推進策定委員】

次の団体等の代表者で構成しています。（順不同）

連合自治会、単位自治会、地区社会福祉協議会、地区民生委員・児童委員協議会、保護司会、保健活動推進員、環境事業推進委員、消費生活推進員、青少年指導員、小学校、中学校

【十日市場団地地区の目指したいまちのすがた・スローガン】

誰もが「住んで良かった」「住み続けたい」まち 十日いちば団地

【重点取組1】

地域での「見守り」を進め、支えあえる地域にしていきます

【具体的な活動】

お茶飲み会や昼食会、配食サービス、清掃活動など、日頃の活動を通してゆるやかな見守りを継続します。

交流の場への参加が難しい人も孤立することがないように、自治会や民生委員・児童委員をはじめ、各団体が協力し、地域住民同士が見守り合う方法を検討します。

認知症等についての正しい理解を深めるなど、関係機関と連携した見守りの方法について学ぶ機会づくりを進めます。

【重点取組2】

地域活動を充実させ、地域の中で「つながり」をつくっていきます

【具体的な活動】

誰もが参加できるよう、これまで取り組んでいる活動を継続するとともに、活動内容や開

催方法等を工夫します。

こども村や世代間交流イベント、ラジオ体操、防災訓練などを通して、子どもから高齢者まで幅広くつながりを感じられるよう取り組みます。

初めて来る人も参加しやすい活動を実施することで、転入住民との交流を深めます。

【重点取組3】

地域の情報の発信に取り組みます

【具体的な活動】

地域活動の案内チラシについて、引き続き目に届きやすい場所への掲示を行うことができるよう管理組合等と連携します。

行事、イベントなどの周知を効果的に行うことができるよう、電子媒体の活用など広報の仕組みについて考えます。

会議や行事などの機会をとらえ、様々な情報の発信を進めます。

【51ページ】

【霧が丘地区】

【人口データ】令和3年3月末時点

11,687にん

14さい以下：1,553にん(13.3%)

15さいから64さい：6,739にん(57.7%)

65さい以上：3,395にん(29.0%)

【地区の特色】

昭和50年代に入居が始まった霧が丘グリーンタウンやこ建て住宅街を中心としたエリアで、街路じゅや歩行者どうろ、緑豊かな公園等も計画的に整備されています。住民の年齢構成では、当時転入してきた層・団塊世代である現在70代前半が最もボリュームを占めており、しょうし高齢化が進んでいます(人口データ参照)。今後、この傾向が進むことがわかる一方で、要介護認定率が低いといった特徴・地域性もあります。また、インディアインターナショナルスクールインジャパン設立後、外国人の転入増加が続いています。

【第3期計画の振り返り】

全自治会の定期的な見守り活動に加えて、霧が丘あんしんサポートでの防犯パトロールにより、ゆるやかな見守りが進められています。自治会や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、老人会等での各々のサロン活動や教室などを継続して開催することに加えて、元気づくりステーション(3か所目)の新規立上げが実現しました。また、「健康チェックの日」を長年に渡り継続・発展させ、参加者増加に努めています。防災訓練も計画し、継続して実践しています。

このように、様々な団体が、多様な場面で地区に住む住民の交流できる機会を創出してきました。そこでは顔のみえる関係性がつくられ、地域のネットワークがつながり、広がるきっかけになっています。今後、高齢者人口の増加が予測される中でも、これらの活動や取組が継続・発展し、活力のあるまちづくりにつながっていくことを目指します。

【霧が丘地区 地区別計画推進策定委員】

次の各団体等の代表者で構成しています。(順不同)

連合自治会 単位自治会 地区社会福祉協議会 青少年指導員 スポーツ推進委員 民生委員児童委員協議会 保健活動推進員 防犯事務局 地域防災拠点運営委員会 小・中学校PTA 第一緑会 霧が丘見守りネットワーク運営委員会

【霧が丘地区の目指したいまちのすがた・スローガン】

防犯・防災・教育 日本一の街 霧が丘

感染症予防対策に留意しながら、次の取組を進めていきます。

【重点取組1】

活動できる機会・場を通してつながりを大切にするまちづくり

【具体的な活動】

乳幼児から大人まで幅広く参加し活躍できる、運動会やおまつりなどの連合自治会行事や防災訓練などを実施し、人と人とのつながりを深めるとともに、地域活動を次世代へつないでいきます。

・小中学生の保護者世代が行事に参加できるよう、連合自治会とPTAと学校が連携して情報を伝えます。

・転入してきたかたには地域情報や行事などの案内に努め、自治会加入促進を図ります。

・地域が学校と連携し、子どもたちへの学習の支援を継続して行います。

これまで実施している会食会、朗読会、談和会、ボランティア相談室、元気づくりステーションなど様々な教室やサロン等の活動などを継続します。また、活動の周知や参加の促進に取り組んでいきます。

【重点取組2】

安全・安心・健康のまちづくり

【具体的な活動】

第2期計画から実施している健康チェックやラジオ体操、防災訓練などの取組を継続していきます。

防犯パトロールや霧が丘見守りネットワーク、配食サービスなどの取組の継続および周知を行い、日常的にゆるやかな見守りができる体制づくりを目指します。

防犯や防災、健康づくりの意識を住民に広めるために、活動の周知や参加の促進に取り組んでいきます。

【53ページ】

【ながった地区】

【人口データ】令和3年3月末時点

40,718にん

14さい以下：5,658にん(13.9%)

15さいから64さい：27,184にん(66.8%)

65さい以上：7,876にん(19.3%)

【地区の特色】

緑区最大の面積と約4万人の人口、30もの単位自治会がある地区です。令和元年にはながったちょうが誕生して80周年を迎えました。

ながったみなみ台などでは、ここ15ねんほどの大規模開発ラッシュで人口流入が続いています。自治会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会が三位一体となって取り組む体制が根付いています。認知症や見守りの取組における事業者との連携など、他地区に先駆けた取組を多数展開してきました。

令和元年度からは、「向こう三軒両隣とともに支え合うまちづくり運営委員会」を「高齢者福祉部会」「こども・子育て部会」「ながったささえあいネット」の部会制にして具体的な取組の検討を進めています。

【第3期計画の振り返り】

地域の中で、住民がつどえる場がいくつも立ち上がっています。イベント等では若い世代が参加し、地域住民の交流の機会となっています。

一方、担い手の減少で行事を減らす傾向にある自治会もあり、担い手の発掘・育成の課題があります。また、せだいによって情報を入手する手段は異なります。若い世代への情報発信について検討していく必要があります。

そして、向こう三軒両隣とともに支え合うまちづくり運営委員会では、高齢者の買い物支援や子育て世代の交流支援の広報媒体の作成、事業者との見守りネットワークの構築・拡充に向けた取組を進めています。

【ながった地区 地区別計画推進策定委員】

次の団体等の代表者で構成しています。(順不同)

自治連合会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、

保健活動推進員、環境事業推進委員、青少年指導員、消費生活推進員、

家庭防災員、緑区心身障害じしゃ福祉団体連絡協議会

【ながつた地区の目指したいまちのすがた・スローガン】
向こう三軒両隣、様々な世代がおたがいさまでつながるながつたのまち、笑顔と元気は地域の宝物、いいよねながつた！希望のまちへ！

【重点取組1】
おたがいさまの輪を大切にしたい、地域の身近なところでのつながりづくり

【具体的な活動】
住み慣れた地域でなじみの関係を保ちながら、行事や活動に参加し、交流できる機会をつくり、おたがいが見守り、支え合う体制づくりを進めます。
自治会加入・未加入に関わらず、主に高齢者のフレイル予防や生活上のちょっとした困りごとの解決につながるような取組を進めていきます。（例：ラジオ体操・ちょこっとボラ等）
地域の中で孤立しないで子育てができるように、集いの場や相談窓口の情報を整えていきます。
食支援を中心に、困っている人に支援が届くように取組を進めます。
事業所と自治会、地区社協、民生委員児童委員協議会などとのネットワークを通じて地域の見守り体制の構築を進めていきます。

【重点取組2】
情報の受発信・伝達の工夫

【具体的な活動】
回覧ばんや掲示板のほか、広報物の全戸配布、SNSなども活用し、情報を届けたい対象に合わせた情報発信やでんたつの方法を検討し、誰もが情報に触れられる機会を増やしていきます。
情報が一方通行にならず受け取る側の発信も受け止められるようそう方向性を意識した情報発信の方法を検討していきます。
必要な情報は厳選して繰り返し、広く行き渡るように発信していきます。

【重点取組3】
次世代を見据えた住民同士の交流

【具体的な活動】
地域の魅力を発信し、若い世代から高齢世代まで地域へのかんしんを喚起していきます。
世代を越えて顔のみえる関係づくりを地域で進め、おたがいに話し合う場を設けていきます。
若い世代が自治会や地域の活動に参加しやすくなるように、すきま時間を活用した地域活動やボランティアへの参加の仕組みや工夫について検討していきます。
活動団体のOBやOGの力を積極的に活用するなど、新しい担い手が活動しやすくなるような取組を検討します。

【40ページ】
【コラム】
「新型コロナウイルスに負けるな！地域活動応援プロジェクト」～地域活動団体向け緊急アンケートの結果とそのごの取組～

令和2年の年明けから日本国内でも広がった新型コロナウイルス感染症は、地域の皆さんが今まで続けてきた地域活動・ボランティア活動にも影響をもたらし、今までと同じように続けることが難しい状況となっています。そのような状況の中で、緑区社協では、令和2年6月に地域活動団体（主に緑区ふれあいじょせいきん・緑いきいきじょせいきんの助成団体約100団体）に向けた緊急アンケートを行いました。アンケート結果からは、悩みながらも、かんせん予防に取り組みながら、できる範囲で活動を再開したり、オンライン等の新たな活動様式にチャレンジしている団体も見られました。

【アンケート結果（一部抜粋）】

質問 困っていること、気になることがあったら教えてください。

■主な意見

- ・利用者やボランティアも高齢者や障害者なので、活動場所が利用できるようになって、感染のリスクを考えると活動の再開に慎重になってしまう。
- ・活動がお休みで、自宅にこもっている利用者（高齢者・障害者）が心配。
- ・「新しい生活様式」等の感染予防の対策をとりながら活動をするにも限界がある。

質問 “with コロナ”の中で地域活動・市民活動を行うために「必要」「あったらよい」と思う支援・サポートがあったら教えてください。

■主な意見

- ・消毒液やマスク等の支給があったらよい。
- ・感染予防方法の指導や新型コロナウイルス等の情報をより多く、わかりやすく教えてほしい。
- ・“withコロナ” “afterコロナ”の中でもできるボランティア活動の行動指針やマニュアル等がほしい。

これらのアンケート結果を受けて、緑区社協では、「新型コロナウイルスに負けるな！地域活動応援プロジェクト」を実施しました。その取組の一部をご紹介します。

「ハガキ デ つながり」プロジェクト

「ハガキ」を活用して、活動がお休みちゅうでもボランティア同士・利用者とのつながりを感じてもらう取組として実施しました。区内で活動している地域活動団体など、趣旨に賛同していただける団体に区社協からハガキを無償で提供しました。ハガキ裏面のイラストは区内のNPO法人ぶかぶかで活動する障害のあるメンバーが描いたものを使用しました。

「ボランティア活動は私たちのまちの宝物」リーフレット配布

こんな時だからこそ、再確認！という趣旨で横浜市社会福祉協議会作成のコロナかでの地域活動の意義・できることをまとめたリーフレット（活動を行う上でのチェックリスト付き）を配布しました。

緑区医師会協力動画配信

「新型コロナウイルスに負けないぞ！PCR検査と地域活動でつながり続けるために」と題して、緑区医師会会長二宮浩先生（当時）に動画出演していただき、横浜市内で行われている「PCR検査」についての情報提供や地域活動を行う上で、医師の立場からメッセージをいただき、配信しました。

【55ページ】

第3章 区域計画

1 区域計画について

（1）区域計画とは

区域計画は、地区別計画と連携して、各地区が共通で抱える課題の解決や、地区の先駆的な取組事例の拡充を目指します。また、地区単位の日常生活に直結した取組だけでは解決することができない課題、地域だけでは対応が難しい高度な専門性が必要とされる課題、プライバシー等への配慮から地域だけでは対応しにくい課題、少数しやの抱える課題等に、適切に対応することができるよう、区域で充実させる取組等について定めています。第4期の区域計画については、大きく、「各地区共通の課題解決のための重点項目、（重点項目A）」と、「区域の課題解決のための重点項目、（重点項目B）」、の、2つの項目で構成しています。従来の地区別の取組だけでは表面化しない個別課題の把握や解決に向けた取組を進めるとともに、重層的な地域課題を解決する仕組みづくりを引き続き進めていきます。

（2）区域計画の推進及び策定の主体

区域計画の推進にあたっては、区・区社協・地域ケアプラザ等が、地域や関係団体・事業者などと協働で取り組みます。
また、策定にあたっては、「みどりのわささえ愛プラン推進策定委員会」（9ページ、92ページ参照）において委員からご意見をいただくとともに、区民意見募集を実施し、区民の皆様からも多くのご意見をいただきました。（83ページ参照）

（3）区域計画の振り返り方法

第4期計画を効果的に推進していくために、取組や推進状況を振り返るとともに、区全体で取組状況を共有し、そのノウハウを伝達する機会を設けることで、取組を広げ、地域での活動がより活発になるよう、振り返りを生かしていきます。
具体的には、各重点項目の振り返りについて、当年度の取組内容や、じ年度に向けた課題、参考指標等を踏まえながら、年度ごとに実施します。
なお、計画推進期間の3～4年目（令和5～6年度）には、次期計画策定の素地となる、中間振り返りを行う予定です。

2 区域計画

重点項目A 地区別計画を支える取組

【57ページ】

Aの1

地域活動の担い手・人材の確保及び育成

目指す姿

多くの住民が自分のできる範囲で地域活動に関わることができる機会が増えています。

現状背景

地域活動の担い手の高齢化

就労人口は、平成12年から27年までの間に、約1.5倍増えています。
現在、定年退職した後も、現役で働いている人が増えており、地域活動に参加する時間をつくるのが難しい状況と考えられます。そのためか、地域活動の担い手は、70代以上の高齢者が多く、後期高齢者になって、病気を抱えながらも活動を続けるかたも少なくありません。新たな担い手の確保と育成が急がれます。

地域活動への参加意向

区民アンケートの結果によると、「現在は地域活動に参加していないが、今後は取り組んでみたい」、と考える人が、少なからずいることがわかります。その一方で、地域活動の存在自体を知らない人も、一定数おり、情報を広く区民に伝えるとともに、担い手の育成、コーディネートを行うことが必要です。

また、「地域活動に参加したいと思わない理由」を見ると、年代を問わず「興味・関心がないから」、という理由が高い傾向があり、地域活動に参加するメリットや、楽しさを伝える働きかけが求められています。

第4期の取組

(1) 地域活動の担い手の発掘・育成・コーディネート

実施主体、区、区社協、地域ケアプラザ

関係機関と連携した講座や研修会を行い、地域活動の担い手の発掘や、スキルアップを図

り、地域での活躍の機会へのコーディネートや、そのごのフォローアップを進めます。また、様々な機会を通じ、担い手の発掘につながる情報発信を行います。

(2) ボランティア登録者の交流支援

実施主体、区社協、地域ケアプラザ

ボランティア登録者の交流会等を通じて、活動者同士のつながりを強化するとともに、様々な活動の情報提供をおこない、地域活動につながるコーディネートを進めます。また、それぞれの機関で登録しているボランティア相互の交流も図ります。

(3) 地域活動のノウハウに関する情報発信

実施主体、区、区社協、地域ケアプラザ

活動の立上げや、運営に関する様々な情報、（担い手の確保及び育成のノウハウ等）、を広く発信するとともに、様々な機会を通じて周知を進めます。

(4) 地域住民主体の生活支援ボランティア活動の支援

実施主体、区社協、地域ケアプラザ

地区ボランティアセンター等の、住民の日常生活の、ちょっとした困りごとを、身近な地域で助け合う、生活支援ボランティア活動団体に対し、スキルアップのための研修や、ボランティア確保のための企画等の、活動支援を進めます。

参考指標

定量指標

ボランティア活動登録数

現状ち、（令和2年度）、882件

今後の方向性、増加

【コラム】

区ボランティアセンター・地区ボランティアセンター

ボランティアセンターは、ボランティアを「したい人」と、「してほしい人」を、つなげる役割を担っています。緑区内の「ボランティアセンター」をご紹介します！

◆区ボランティアセンターでは…

個人の方や、施設からの依頼も受け付けています。また、ボランティア活動保険・ボランティア行事用保険の受付や、ボランティア講座の企画・実施を行い、担い手の育成や、活動支援を進めています。ボランティア活動を「したい人」も、「してほしい人」も、ぜひご相談ください。
（87ページ参照）

◆地区ボランティアセンターでは

緑区には、「地区ボランティアセンター」、が運営されている地域があります。電球交換や草取りなど、日常生活のちょっとしたお困りごとを、地域の中で助け合う取組を行っています。ボランティアも、身近な地域のかたがたが中心となって、活動していません。

活動内容や、対象者などは地区ごとに異なります。
その他、地域ケアプラザでも、ボランティアの募集や、コーディネートをおこなっています。

【59ページ】

Aの2

地域活動団体の運営支援

目指す姿

地域活動の立上げや、運営に必要なノウハウが共有され、活動しやすい仕組みや、地域活動団体間のネットワークが構築されています。

現状・背景

活動のノウハウの集約

地域活動を立ち上げるために必要なノウハウは、人材や活動の場の確保、資金計画など多岐に渡ります。現在、活動のノウハウや、他団体の好事例を学ぶための事業は開催されているものの、ノウハウを、いちげん的に集約し、団体間で共有するには至らない状況です。

ネットワーク構築

現在、緑区には多くの地域活動団体が存在していますが、活動をよりよいものにしていくためには、同じ地区内はもちろん、地区を越えた活動団体同士のつながりを形成することも重要です。団体の活動情報を、一定のメンバーのみならず、他団体にも共有することによって、参加者や担い手の確保につながる可能性も広がります。

助成期間終了後のフォローアップ体制

資金面に関しては、区・区社協をはじめとして、各種助成制度を用意していますが、助成期間終了後の運営費、（自主財源）、の確保も見据えた支援が求められています。

第4期の取組

(1) 地域活動団体の立上げ・運営に関する支援

実施主体、区、区社協、地域ケアプラザ

地域活動団体の立上げや、運営に関する相談を受け付け、関係機関へのコーディネートや各種支援制度についての情報提供などを行い、ICT活用等「新しい生活様式」を踏まえた、団体の運営や事業の企画等に関する支援をおこないます。また、安定した団体運営の基盤を整えるための制度利用、（助成金等）、や、自主財源の確保に向けた支援を進めます。

(2) 地域住民主体の生活支援ボランティア活動の支援、【再掲】

実施主体、区社協、地域ケアプラザ

地区ボランティアセンター等の、住民の日常生活のちょっとした困りごとを、身近な地域で助け合う、生活支援ボランティア活動団体に対し、スキルアップのための研修や、ボランティア確保のための企画等の、活動支援を進めます。

(3) 地域活動団体の交流促進、ネットワーク強化への支援

実施主体、区、区社協、地域ケアプラザ

地域活動団体等の交流会などを通じて、団体同士の交流や、つながりづくりが進むよう支援します。また、地区別委員会や、既存のネットワークなどへの新規、又は継続した参加などを地域活動団体に促し、団体間のネットワーク強化を進めます。

(4) 自治会加入促進の取組による自治会運営支援

実施主体、区

不動産事業者と連携した、転入者等の区民に対する、自治会加入促進の取組を通じて、自治会の運営支援をおこない、住民同士が支え合う地域づくりを進めます。

参考指標

定量指標

「活動・交流の場」の新規開設支援件数

現状、（令和2年度）、22件

今後の方向性、増加

定性指標

事例の周知

【コラム】

「助け合い・支え合い活動Good Job！！交歓会」とそのご

地域で活動している生活支援ボランティアの団体を対象に、「助け合い・支え合い活動グッジョブ！！交歓会」、を開催しました。「助け合い・支え合い活動グッジョブ！！交歓会」、は平成29年から、これまでに研修会も含め、計3回開催しました。

第1回、（平成29年12月開催）

緑区で活躍している地域の助け合いや支え合いの活動のすばらしさを再確認・共有する、団体同士の情報交換をおこなう、参加団体同士お互いの励ましと、支え合い活動のさらなる広がりを、話し合う場を共有することなどを目的に開催しました。当日は、4つのグループに分かれ、「良かったこと・うれしかったこと」、「大変だったこと・失敗したこと」、「困っていること・迷っていること」、をテーマにして話し合い、共有を行いました。

第2回、（令和元年9月開催）

第2回目では、新たに活動が始まった2団体からの報告をしていただきました。そのご、グループに分かれて、活動の周知方法や、コーディネートの際の留意点、依頼をボランティアにつなぐ際の困りごと、などについて、話し合いを行いました。

ボランティアコーディネーター研修、（令和2年2月開催）

2回目の話し合いの結果を受けて、参加者からの要望もあったため、ボランティアコーディネーターをテーマとした研修会をおこないました。このように、第1回目以降の2年の間に、区内の助け合い・支え合い活動に広がりが見えてきました。

今後も、団体同士の関係づくりや、情報交換をはじめ、事例をもとにした話し合いなど、今後の活動の発展と区域での広がりにつながる機会を設けていきます。

【61ページ】

Aの3

地域の活動及び交流の機会・場づくり

目指す姿

住民の社会参加の機会の提供や、健康づくりが進められるよう、住民同士が身近なところでつながれる機会・場が確保されています。

現状・背景

身近な場所で活動・活躍できる場

年齢や健康状態に関係なく、誰もが能力を発揮して、活躍できる機会があることが、生活する上での活力や、人生の豊かさに、よい影響をもたらします。ひいては、そのことが地域の活性化にもつながります。特に、気軽に参加して、長く継続できるためには、身近な場所にそうした場があることが望まれます。

住民同士のつながりやつどいの機会

人と人とのつながりが希薄化する近年では、隣近所でもよく知らないという状況が、多くなりつつあります。犯罪や事故、孤独死等を未然に防ぐ意味でも、地域のつながりは重要です。地域での活動を通じて、情報交換し、顔なじみになることで、いざというときに助け合える関係が構築できます。また、子どものコミュニケーション能力や、社会性を育む上でもよい機会となります。

つながることでの健康づくり

地域との交流や様々な活動への参加など、積極的に「つながり」をつくるのが、心身の健康に影響があると言われています。趣味やボランティア活動などの社会活動に積極的に参加している人は、していない人に比べて健康で自立した生活を長く続けられるという結果も出ています。このように、身近な地域で気軽に参加できる活動や交流の場は、健康増進の上でも大切です。

(72ページのコラム参照)

第4期の取組

(1) 地域住民の活動の機会・ばづくり支援

実施主体、区、区社協、地域ケアプラザ

興味関心を引くテーマの講座や、研修等を開催し、同じ関心を持つ参加者同士のつながりをつくり、新たな、「つどいの場」、の立上げ・運営支援を進めます。また、「元気づくりステーション」の運営支援や、生活支援体制整備事業などの様々な取組をおこない、高齢者が身近な地域での介護予防に取り組めるよう、活動の機会・ばづくりを進めます。

(2) 活動・交流の場としての地域資源の発掘

実施主体、区、区社協、地域ケアプラザ

活動の場を求めている様々な団体と、場の提供など協力可能な事業者等との、マッチングができるよう、地域資源の発掘を進めます。

(3) 活動・交流の場づくりに活用できる各種助成制度の活用支援

実施主体、区、区社協

活動・交流の場づくりに活用可能な、各種助成制度、（介護予防交流拠点整備事業等）、を各団体へ周知し、活用の支援を進めます。

参考指標

定量指標

住民主体の活動・交流のばの把握数

現状、（令和2年度）、605件

今後の方向性、増加

【コラム】

住民同士が身近につながれる機会や場の確保を目指して、～鴨居地区での取組～

地域に住むある子どもの支援について、専門機関・区社協から話を受けた、民生委員・児童委員が、身近な相談窓口である、地域ケアプラザへ相談したことがきっかけとなり、鴨居地区で子どもの居場所である、「鴨居こども食堂ぱくぱく」、の取組が令和元年度にスタートしました。食支援を中心とした子どもの支援について検討をおこない、活動場所の提供だけでなく、助成金の情報収集や、ボランティア募集も含めた広報活動等も行いました。参加者同士のつながりはもちろん、活動を知って支援して下さる地域の商店、小・中学校の先生がた、新しいボランティアなど、「鴨居こども食堂ぱくぱく」を通じて、住民同士のつながり、地区内外でのつながりが広がっています。コロナの影響はありましたが、感染予防を徹底し、時にはお弁当を用意するなど工夫をしながら運営を継続しています。今では、高齢者のかたなども参加され、た世代での居場所となっています。

【63ページ】

A-4 地域活動の情報伝達の工夫

目指す姿

誰もが必要な情報を手にすることができるよう、専門機関や地域活動団体等が連携した情報伝達の仕組みが確立されています。

現状・背景

区民アンケートの結果によると、「地域の福祉保健に関する活動の情報」の入手先は「閲覧ばんや掲示板」、「広報よこはま」が多くなっています。年代によって傾向は異なり、20歳代では、「家族」から情報入手する、「情報を入手する方法がわからない」との回答も目立ちます。このことから、地域の情報は紙媒体を主とした情報発信のイメージが強い一方で、住民に十分に知られていない部分もあることがうかがえます。福祉保健活動への参加者や理解者を増やしていくためには、効果的な活動の周知が必要です。引き続き、区・区社協・地域ケアプラザのみならず、近隣企業等への協力を働きかけながら、新たな広報のあり方を模索していく必要があります。

第4期の取組

(1) 地域活動の広報スキルアップの支援

実施主体、区社協

地域活動団体が自らの活動をより効果的に伝えるための広報の手法（SNSでの情報発信や広報し・チラシの作り方等）について学ぶ研修を実施します。

(2) 各種広報媒体を活用した地域活動情報の発信

実施主体、区、区社協、地域ケアプラザ

地域活動団体の広報媒体に加えて、各実施主体、の媒体（広報し、インターネット、SNS等）を活用して、地域の福祉保健に関する様々な活動の情報発信を進めます。

(3) 企業等と連携した地域活動情報の発信

実施主体、区、区社協、地域ケアプラザ

地域で行われている活動の情報について、企業、（病院、薬局、銀行、商店がい）、等と連携し、区民が多く訪れる場で発信していきます。また、企業等が持つ様々な広報媒体を活用した情報発信が進むよう仕組みづくりを行います。

参考指標

定性指標

地域情報発信の仕組みづくり

【コラム】

地域で学び、仲間をつくる みどり「ひとまち」スクール

横浜市内の18区では、地域の人材発掘と育成を目的に、「協働の地域づくり大学校」事業が展開されています。緑区では『みどり「ひとまち」スクール』、の名称で平成27年度にスタートし、これまでに1期生から7期生まで130人を越える受講生が学びました。

市民活動ははじめの一歩

スクールでは、緑区の歴史や市民活動の先輩の話聞く講義、まち歩き等を通して学びます。そして、暮らしの中でこうなったらいいな、という想いを「夢プラン」、（具体的な活動プラン）、にまとめ修了式で発表します。交流会には修了生も参加して受講生の学びを見守りコミュニケーションを深めています。

スクールで生まれた「夢プラン」

ある受講生はコーヒー会社を定年まで勤めた経験を生かして、ハンドドリップでコーヒーを淹れ地域に貢献したいと考えました。おいしいコーヒーを淹れられる人が増えれば地域のイベントや居場所でコーヒーが人と人をつなぐきっかけになると思ったのです。その「夢プラン」は地域ケアプラザでの「コーヒーボランティア養成講座」となりました。また、別の受講生は幼い頃に父親を亡くし、働く母親が帰るまでひとりで家で過ごしていた経験があり、「家族が帰るまで子どもたちが過ごせる居場所をつくりたい」、という想いがありました。スクールでは、「自分の資源に気付こう」という授業があり、「趣味」や「特技」の発表をします。自分にとっては当たり前と思っていたことが地域活動に結びつくきっかけになるという学びです。この受講生は「そろばんが得意」と話し、同期の受講生と一緒に子どもたちの放課後の居場所「みどりパチパチ会」を立ち上げました。地域ケアプラザや地区センターを会場に「そろばんを習ってもいい、宿題をしてもいい、子どもたちが家に帰るまで安全で安心できる場にしたい」という「夢プラン」が叶いました。

スクールが大切にしていること

「夢プラン」は、修了後すぐに活動に結び付き緑区地域課題チャレンジ提案事業に採択されて補助金を得るケースもあります。一方で、すぐには動かない「夢プラン」もあります。スクールでは、そっと芽生えた個々の想いを温めていってほしいと願っています。受講生がつくる「夢プラン」はどれもよりよい地域づくりにつながるものです。みどり「ひと・まち」スクールは、これからも地域のために何かをしたいと考える受講生が集い、つながる場となっていく予定です。

【65ページ】

Aの5 地域における見守り体制の推進

目指す姿

支援が必要な人が早期に発見され、また、誰に相談しても必要な機関につながる体制づくりが進んでいます。

現状・背景

見守りの必要な住民の増加

核家族化や高齢化に伴い、生活課題に直面した際に家庭内で相談・解決できない場合が考えられます。地域で実施している「防災ささえ愛カード」の取組や民生委員・児童委員が実施している見守り活動の対象者以外にも、日常的に見守りを必要としている人、（潜在的なニーズ）、をできるだけ早期に把握することが必要です。しかし、隣近所との付き合いの希薄化、ひいては地域のつながりの希薄化が進んでいることから、日頃の近所付き合いの中から現状を把握することが難しくなっています。

身近な居場所での見守り

隣近所の付き合いや地域のつながりが希薄化していく中で、誰もが身近な地域で安心して暮らし続けていくためには、身近に気軽につどえる多世代サロン、健康講座など、地域活動を通して誰もが見守り・見守られることも有効と考えられます。（例えば、いつも活動に参加している人が、何日も来ていない、といった気付きが見守りにつながることもあります。）

発災時に備えた顔のみえる関係づくり

地域のつながりの希薄化が進んでいる中でも、災害時のことを踏まえると、日頃の顔のみえる関係づくりは「必要」、と感じている区民は8割を越えています。突発的な災害に備えるためには、支援者と要援護者との日頃からのつながりづくりやゆるやかな見守り意識の醸成が重要です。

第4期の取組

(1) 日常的に行われている地域活動を通じた見守り意識の醸成

実施主体、区、区社協、地域ケアプラザ

各実施主体、が取り組んでいる子育て・障害・高齢等の様々な事業を通じて、地域活動での見守り意識の醸成を進めます。

(2) 民生委員・児童委員の見守り活動支援

実施主体、区、区社協、地域ケアプラザ

民生委員・児童委員が、地域の中でおこなっている見守り活動をより効果的に取り組むことができるよう、担当地区等を可視化したマップの作成を進めます。
また、見守り活動の中で適切な相談機関につなげられるよう、民生委員・児童委員と専門機関の連携が強化できるよう支援します。

(3) 地域の事業者等との連携による見守り体制の拡充

実施主体、区、区社協、地域ケアプラザ

地域活動団体が地域の商店などの事業者等と連携して見守り体制を充実することで、見守り意識の醸成を進めます。

(4) 災害に備えた要援護者支援の取組

実施主体、区、区社協

災害時要援護者支援の取組の啓発等を通じて、災害時に地域でお互いに助け合うことができるよう、日頃からの顔の見える関係づくりを支援します。

参考指標

定量指標

見守りに関する地域住民との会議開催回数

現状ち、（令和2年度）、110回

今後の方向性、増加

【コラム】

民生委員・児童委員とケアマネジャーの顔合わせによるつながりづくり

「住み慣れた地域でいつまでも暮らしたい」。病気やケガ等の理由で介護が必要な状態になったとしてもその想いは変わりません。また、その想いは地域の目標でもあります。地域に密着した身近な相談役でもある民生委員・児童委員は、住民の様子を把握し、支援が必要と思われる住民を訪問し、適切な支援につながるよう情報提供をしています。また、介護保険の専門職であるケアマネジャーは、要介護状態の方が自宅での生活を継続できるよう、様々なサービスを調整し支援しています。それぞれの活動はこれまで、共通の目標に向かっていても関わらず、接点は多くはありませんでした。

そこで、民生委員・児童委員とケアマネジャーの「顔合わせ」を目的とした「連絡会」を実施し、介護が必要なかたの暮らしを守るため、地域包括支援センターが仲介役となり、互いのつながりづくりを進めています。

「連絡会」では地域の課題や、要介護状態の住民の状況を共有しながら、本人からの同意書をもとに「地区情報・共有シート」を作成し、見守り活動の重要なツールとなっています。シートの中で、気付いたことが見える化され、わかりやすく共有できるようになり、地域包括支援センターにも相談が持ち込まれ、「地域ケア会議」における検討につながる事例もあります。

介護保険サービスだけでは個人の介護を支えるのは難しい部分もありますが、地域の民生委員・児童委員の方々との協力体制があれば、早期に専門機関と連携ができ「安心して暮らせる」まちのすがたが見えてきます。

同様に、今後は、地域と専門機関が連携して、必要としている人に支援を届けられるような関係を築き、気軽に相談できるつながりを広げていくことが重要です。

【67ページ】

Aの6

多様な主体と連携・協働した地域活動支援

目指す姿

地域活動団体と社会福祉法人やNPO法人等が連携して、それぞれの強みを生かしながら、地域の課題に対して連携・協働する取組が広がっています。

現状・背景

社会福祉法人等の地域活動への関わり

様々な地域課題に対応するためには、地域活動団体の力だけではなく、地域内の多様な主体も力を合わせて取り組むという視点も大切です。平成28年には社会福祉法が改正され、社会福祉法人に対する「地域における公益的な取組を実施する責務」が明記されました。現状、地域活動全体に占める、社会福祉法人やNPO法人等の多様な主体がおこなっている活動の割合は高くはありませんが、「どのような地域課題に対して、支援が求められているのか」、「具体的に、どのような地域貢献活動が行われているのか」、などの声もあり、地域と社会福祉法人等の間をコーディネートする必要性が今後一層高まってくるものと想定されます。

第4期の取組

(1) 社会福祉法人等の地域貢献活動支援

実施主体、区、区社協、地域ケアプラザ

地域貢献を希望する社会福祉法人やNPO法人等を把握し、地域とつながりをつくりながら地域貢献活動への支援・コーディネートを進めます。また、社会福祉法人等の持つノウハウを生かした協働講座・イベントを実施します。

(2) 地域の事業者等との連携による見守り体制の拡充、【再掲】

実施主体、区、区社協、地域ケアプラザ

地域活動団体が地域の商店などの事業者等と連携して見守り体制を充実することで、見守り意識の醸成を進めます。

(3) 活動・交流の場としての地域資源の発掘、【再掲】

実施主体、区、区社協、地域ケアプラザ

活動の場を求めている様々な団体と場の提供など協力可能な事業者等とのマッチングができるよう、地域資源の発掘を進めます。

(4) 企業等と連携した地域活動情報の発信、【再掲】

実施主体、区、区社協、地域ケアプラザ

地域で行われている活動の情報について、企業、（病院、薬局、銀行、商店街）、等と連携し、区民が多く訪れる場で発信していきます。また、企業等が持つ様々な広報媒体を活用した情報発信が進むよう仕組みづくりを行います。

(5) 自治会加入促進の取組による自治会運営支援、【再掲】

実施主体、区

不動産事業者と連携した、転入者等の区民に対する自治会加入促進の取組を通じて、自治会の運営支援を行い、住民同士が支え合う地域づくりを進めます。

参考指標

定量指標

多様な主体と連携した地域活動支援件数
現状、（令和2年度）、39件

今後の方向性、増加

【コラム】

社会福祉法人の地域貢献活動

平成28年に改正された社会福祉法において、社会福祉法人の公益性および非営利性を踏まえ、「地域における公益的な取組」の実施を進めるための規定が設けられました。社会福祉法人の地域社会への貢献として、各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」の推進が期待されています。

緑区でも、子ども・障害・高齢など様々な分野にわたる社会福祉法人が施設等を運営しています。

平成30年度に緑区社協の福祉施設等分科会に所属する各施設に実施したアンケート結果（37施設等より回答）では、「地域イベントへの参加」、「金銭や物品の寄付」、「場所の貸出」、「専門職員による福祉に関する知識等の提供」など、各施設の特色に応じた取組が進められています。

今後も、地域の様々な課題解決に向けて、施設等で培われた様々な力を活用していくことが必要となっています。

【取組事例】

社会福祉法人ふじづか会が運営する「ナーシングホーム、横浜ゆうふくのさと」では、週1回地域で行われているサロン、（誰でも気軽に立ち寄れる場）、である、「ふらっとホール」、の会場として、施設内にある共有スペースを無償で貸し出しています。同日に近隣小学校のコミュニティハウスで行われている「親子の広場」の参加者も立ち寄り、子どもから高齢者まで世代を越えて交流できる場となっています。

重点項目B 区域全体での取組

【69ページ】

Bの1

データを活用した施策推進

目指す姿

地域課題の解決に向けて必要なデータが整理されており、そのデータが地域活動の支援に活用されています。

現状・背景

地域課題の把握・共有と課題意識の醸成

現在、人々（個人、世帯問わず）が暮らしていく上で抱える生活課題・地域課題は、あらゆる課題や困りごとが絡まり合い、ますます多様化しています。こうした生活課題・地域課題を解決していくためには、区・区社協・地域ケアプラザ・事業者のみならず、地区別委員会をはじめとした同じ地域に暮らす様々な団体等の協力が不可欠です。

そのためには、まず、自分たちが暮らす地域の抱えている課題を的確に把握し、課題解決に向けた取組の必要性を可視化することが大切です。「データ」という目にみえる具体的な根拠があることで、課題意識の醸成のみならず、今後の地域の動向やそれに伴うニーズの変化を予測することも可能となります。

第4期の取組

(1) データ等を活用した地域情報の把握・分析と共有化

実施主体、区、区社協、地域ケアプラザ

データ等を活用して支援に必要な地域情報の把握・分析を行い、地区別計画支援チーム会議や研修等を実施するとともに、地区別委員会等においてデータを踏まえた課題を共有します。

参考指標

定量指標

データ活用会議実施回数

現状（令和2年度）90回

今後の方向性、増加

【コラム】

みんなでささえ愛 みんなで進める見守りの体制づくり

高齢化や核家族化が進む中、高齢者やしょうがいじしゃをはじめ、子育て中や経済的に困りの世帯のかたなどが、誰もが安心して暮らし続けられるためには、隣近所での日頃からの顔のみえる関係などの「つながり」づくりを進め、小さな変化に気づき、必要な人に必要な支援が届くように、また支援機関とつながれるようにしていくことが重要です。区内でも様々な主体や方法で見守りが行われていますが、支援が必要な人の状況やニーズ・地域の実情や特性に合わせて、組み合わせを変えて、それぞれにフィットした見守り体制を構築していくことが大切です。

① 専門職・行政による見守り

区役所・地域ケアプラザ・ケアマネジャー等による見守りを展開します。

② 民生委員児童委員等による見守り

民生委員児童委員や認知症サポーター等地域の見守りの担い手によって見守りを行います。

③ ゆるやかな見守り（地域での見守り）

隣近所でのあいさつ・声かけ・行事への参加など

【コラム】

緑区地区別暮らしのデータ集

超高齢社会の地域課題を解決するためには、これまで以上に、地域関係者、関係機関、企業、行政等が連携しながら、各地区の地域課題と区域全体の課題を連動させ、地域の実情と特性に応じた検討をおこなうことが不可欠です。そこで、緑区では国勢調査の数値等を用いて、福祉保健を検討する際の中核となるデータ

を集約した「地区別暮らしのデータ集」を作成しました。
視覚的にもわかりやすい統計資料や地図資料は、地域福祉保健計画や地域包括ケアシステムの構築をはじめとした様々な事業を地域と進めていく上で、関係者間で共通認識を持ち、ともに将来の展望を描いていくためのツールとして活用されています。

【71ページ】

Bの2

課題解決に取り組む推進体制づくり

目指す姿

専門機関が地域活動団体と連携し、分野を越えて課題解決に取り組むネットワークが構築されています。

現状・背景

多様な機関と連携した支援の重要性

地縁がない、また近所づきあいの少ない世帯には、いざというときに助けてくれる人や頼れる人がおらず、悩みを抱え込んでしまう場合もあります。また、支援が必要な状態であっても、どこに相談をしたらいいかわからない、あるいはすぐに支援を受けたくない等の理由で、専門機関につながらずに、地域で生活しているかたがいます。結果として、問題が深刻化した状況で支援につながることも少なくありません。そのようなことを防ぐために、たような機関と連携し、支援が必要な方を早めに把握するアプローチが重要です。

地域課題の多様化

区内でも増えつつある、「複合化（※1）」した課題、さらには、既存の支援制度では対応が難しい「制度の狭間の問題（※2）」への対応が急務です。

これらは、介護保険制度、障害者支援制度、子ども・子育て支援制度などの単一の制度だけでは解決が困難な課題であり、対象者別・分野別ではなく、制度の垣根を越えて包括的に支援していくことが必要とされています。

※1…ひきこもりが長期化して親も高齢化する中での収入や介護の問題（はちまるごーまる問題）、介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）等

※2…見守り支援が必要な75歳未満のひとり暮らし高齢者や、言語支援が必要な外国につながるかた、地域社会への関わりかたの支援が必要なひきこもりのかた、いわゆる「ごみ屋敷」の居住者への支援 等

第4期の取組

(1) 多様な機関及び地域活動団体間のネットワーク強化

実施主体、区、区社協、地域ケアプラザ

専門機関が参加する会議等の開催を通じて、多様な機関及び地域活動団体のつながりをつくり、課題解決に取り組むネットワーク強化を進めます。

(2) 民生委員・児童委員と専門機関との連携支援

実施主体、区、区社協、地域ケアプラザ

ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業やしょうがいじしゃ支援に関する研修の開催などを進めることで、民生委員・児童委員と専門機関の連携を強化します。

(3) 保健活動推進員や食生活等改善推進員（ヘルスマイト）等と連携した事業展開

実施主体、区、地域ケアプラザ

介護予防に関する研修の実施や地域情報を分析した結果を踏まえた各地区での事業展開など、保健活動推進員や食生活等改善推進員（ヘルスマイト）等の団体と連携した取組を進めます。

参考指標

定量指標

ネットワーク構築に資する会議等開催回数

現状（令和2年度）57件

今後の方向性増加

【コラム】

「つながり」でいつまでも健やかに！

日本の平均寿命と健康寿命（平均寿命から介護状態の期間を差し引いた日常生活に制限のない期間）の差は、男性で約8年、女性で約12ねんであり（2016ねん現在）、長年にわたり縮まっていません。この差こそ、自立した生活を送ることが難しい期間であり、厚生労働省の掲げる「健康日本21」でも健康寿命を延ばすことが課題となっています。要介護となる主な原因には、生活習慣病やロコモティブシンドローム、認知症等がありますが、かれいとともに心身のはたらきや、社会的なつながりが弱くなる「フレイル」も近年では注目されています。

これらを予防するための健康づくりには、個人で生活習慣の改善に取り組むことが大切ですが、一緒に取り組める仲間がいると、楽しく継続できる力になります。この人と人とのつながりを意味する「ソーシャル・キャピタル」が、健康にもよい効果を与えることが様々な研究で報告されています。つまり、人とのつながりをつくることで、外出や活動の機会を増やしたり、リフレッシュになったり、情報を得ることができたりと、健やかな生活を送るための活力となります。

横浜市でも、保健活動推進員や食生活等改善推進員（ヘルスマイト）が身近な地域のサポーター役として、様々な健康づくり活動を推進しています。また地域の中で仲間とともに介護予防に取り組む、元気づくりステーションも各地で広がっており、緑区でも21箇所で行われています（2021ねん3月現在）。

【73ページ】

Bの3

様々な背景を越えた住民相互理解の風土づくり

目指す姿

様々な立場や背景を越えて人々がお互いに理解し合い、支えあえるような多様性の理解が進んでいます。

現状・背景

お互いを理解し、支えあえる意識づくり

現在、区内の障害者手帳所持者数は増加を続けており、中でも精神保健福祉手帳と愛の手帳（療育手帳）の交付件数の増加が顕著です。最近では、「発達障害」など、外見だけではわかりにくい障害についても市民の理解が広がってきました。また、認知症のかたも増えていますが、正しく理解されないことを恐れて相談しづらくなったり、気が付きが得られづらくなったりして本人や家族が悩みを抱えてしまう場合もあります。

障害の程度や困りごと人も人によって様々なため、地域や学校、職場等の場で、子どもから大人までが正しく理解するための働きかけが重要です。
このように、疾病や障害のみならず、国籍や生活困窮など地域住民が抱える背景は様々です。相互に人格と個性を尊重し合う「共生社会」の実現のためには、技術・医療の進歩や制度改正のみならず、人々の意識に基づく「社会の在り方そのもの」を変えていく必要があります。

第4期の取組

(1) 多様性の理解を深める普及啓発

実施主体、区、区社協、地域ケアプラザ

当事者や家族、地域のボランティアなどと連携し、学校や企業等に向けた福祉教育や、区民イベント開催等様々な機会を通じて、障害や認知症等の理解を深める啓発を進めていきます。

【具体的な取組】

- ・学校等に対する障害理解に関する福祉教育の充実
- ・認知症サポーター養成講座開催等を通じた普及啓発
- ・ハートフルマーケット開催支援や障害者週間のイベント等の取組

(2) 当事者及びその家族同士の交流に係る取組支援・場の提供

実施主体、区、区社協、地域ケアプラザ

子育て世代や障害者、認知症の人等、子どもから高齢者まで誰もが交流できる取組（サロンやつどい等）の拡充を図るため、当事者やその家族同士の交流に係る取組支援や場所の提供等を進めます。

(3) 誰もが役割を持てる地域活動へのコーディネート

実施主体、区社協、地域ケアプラザ

支えられる・支える側に分けるのではなく、障害者やひきこもり・不登校などの困難を抱える人、外国人など誰もが役割を持てるよう地域活動へのコーディネートを行い、地域共生社会の実現に向けた取組を進めます。また、支援機関向けの研修会を開催し、支援者のコーディネートりよく向上を図ります。

参考指標

定量指標

多様性理解啓発の取組実施回数

現状（令和2年度）33件

今後の方向性増加

【コラム】

たぶんかきょうせいのまちづくりを進めるために ～みどり国際交流라운ジの取組～

緑区では外国人の人口がこの10年間で1.8倍に急増し、約4,300にんとなっています（令和2年3月住民基本台帳参照）。言葉や文化、習慣が異なる外国人と日本人がお互いを理解し、誰もが幸せを感じるまちづくりを進める拠点として「みどり国際交流라운ジ」が、令和3年3がつ、中山駅北口近くにオープンしました。現在、次の①から④に取り組んで

いますが、今後も、自治会や公共施設、学校等と連携しながら、たぶんかきょうせいの取組を広げていきます。

① 相談・情報提供

電話、メール、FAXによる相談に、たげんごで対応しています。転入・転出やビザ（査証）の手続き、医療にかんする相談が多い傾向にあります。

② 日本語教室、学習支援教室

日本語教室や、外国につながる小・中学生に日本語や勉強をサポートするための教室が開催されています。また、これらの教室でボランティアとして活動する人を養成する講座も開催されています。

③ 情報発信

生活する上で必要となるごみの出し方や子育てなどの情報や、区内の日本語教室の情報などをまとめた「ウェルカムキット」を、やさしい日本語を含めた7か国語で作成し区役所で配布しています。また、ホームページやSNSでイベント、講座情報等を発信しています。

④ 国際交流

区内の公共施設や学校などと連携し、地域の外国人と日本人の誰もが参加できる国際交流イベントや講座等を開催しています。令和3年度は「外国を知ろう！」をテーマにした講座やフォトコンテストをオンラインで実施しました。

「外国人」という表記について

一般的には、日本の国籍を有しない人を指しており、本計画においては、「横浜市たぶんかきょうせいまちづくり指針」を参考に、①生活者として、横浜に長期にわたり暮らす外国籍の人、②横浜を一時的に訪れる外国籍の人、③留学生や外資系企業の駐在員など横浜での活動をねん単位で行う外国籍の人などを対象として含め定義しています。また最近では、日本に帰化する外国籍の人や外国籍の親を持つ子どもなど様々な文化的背景を持つ市民も増えています。

【75ページ】

Bの4

身近な地域で支援が届く仕組みづくり

目指す姿

区民にそれぞれの支援機関の役割・機能が理解され、支援を必要とする人が適切な支援機関につながっています。また、必要な情報を身近なところで得られる機会が提供されています。

現状・背景

必要な情報や支援が必要な人に届く仕組み

重点項目B-2で触れたとおり、地縁がない、また近所付き合いの少ない世帯には、いざというときに助けてくれる人や頼れる人がおらず、悩みを抱え込んでしまう場合もあります。また、地域には支援が必要な状態で、どこに相談をしたらいいかわからない、あるいは支援を受けたくない等の理由で、専門機関に相談につながらずに、地域で生活している

かたがいます。
問題の深刻化を防ぐため、このような方を早期に支援につなげられるよう必要な情報を発信するなど、支援機関として制度の啓発を行うことは重要です。
その一方で、支援を必要とするかたが“自ら”意思表示をして支援につながるができるよう支援することも大切です。自身の困りごとの解決に役立つ情報を身近で入手できることで、健やかな生活を送ることが可能となります。
支援機関としては、必要な情報が必要な人に届くよう支援制度の周知を行うことに加え、区民が必要な情報を入手し支援機関とつながる機会を提供することが重要です。

第4期の取組

(1) 相談機関の周知

実施主体、区、区社協、地域ケアプラザ

これまで活用してきた広報媒体とともに、講座や研修などの様々な機会を通じて、福祉保健に関する相談窓口について周知を進めます。また、企業等と連携し、区民が多く訪れる場での情報発信を進めます。

(2) すべての人の権利擁護を進めるための取組

実施主体、区、区社協、地域ケアプラザ

子どもや高齢者、障害者などすべての人の権利が守られ、安心して自分らしく暮らせるよう、仕組みづくりや啓発活動を進めていきます。

【具体的な取組】

- ・エンディングノートを活用した成年後見制度の利用促進
- ・障害者後見的支援制度についての周知
- ・出前講座を活用した区あんしんセンターや市民後見人の取組周知
- ・関係機関と連携した、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待防止の取組 など

(3) 社会で支援が必要な人への支援

実施主体、区、区社協、地域ケアプラザ

困りごとを抱えている人の多様で複合的な課題に対して、必要な支援が届くよう、取組を進めていきます。

【具体的な取組】

- ・連絡会議や講座等を活用した、生活困窮者自立支援制度の周知
- ・寄り添い型学習支援・生活支援事業の実施
- ・関係機関と連携した、食を通じた生活支援の実施、フードドライブ（食品の寄付運動）の展開促進 など

(4) 子どもから高齢者までのライフステージに合わせた健康づくり事業の推進拡充

実施主体、区、区社協、地域ケアプラザ

子どもから高齢者までの健康づくり・介護予防を推進するため、健康チェックの実施や食育に関する取組による健康意識向上の機会づくりを進めます。また、地域活動への参加のきっかけづくりにつなげます。併せて、認知症予防に関する講演会等の開催など、ライフステージに合わせた健康づくり・介護予防の大切さを啓発する取組を進めていきます。

(5) 育児不安の軽減

実施主体、区、区社協、地域ケアプラザ

「子ども家庭・支援相談」やその他の事業を通じて育児に関する様々な相談に対応するとともに、乳幼児・子どもの事故予防の啓発を行うなど育児不安を軽減する取組を進めます。

参考指標

定量指標

成年後見制度に係る相談支援件数

現状（令和2年度）80件（※令和2年10月1日から令和3年3月31日までの数値です。）

今後の方向性増加

定性指標

生活困窮者自立支援に係る相談しやすい体制や風土づくりの取組

【コラム】

権利擁護

子どもから高齢者や障害者などすべての人の権利が守られ、安心して自分らしく暮らせるよう、様々な支援の制度・取組がありますが、その一部を紹介します。

成年後見制度について

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害、発達障害などにより物事を判断する能力が十分でないかたについて、ご本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、ご本人を法律的に支援する制度です。

ご本人の判断能力が不十分になる前に、あらかじめご本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度のことを「任意後見制度」と言います。

それに対して、ご本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって成年後見人等が選ばれる制度のことを「法定後見制度」と言います。ご本人の判断能力に応じて「補助」「ほさ」「後見」の3つの類型が用意されています。

なお、区社協ではあんしんセンター（日常生活自立支援事業）を設置しており、自分で金銭や大切な書類を管理することに不安がある高齢者や障害者の財産及び権利を守り、安心して地域生活が送れるよう支援しています。

後見的支援制度について

民法上の成年後見制度以外に、権利擁護の観点に立ち、障害のあるかたが将来にわたり地域で安心して暮らすために見守り支援を行う制度として、横浜市障害者後見的支援制度があります。

本制度では後見的支援室の職員が、制度に登録した人を定期的に訪問、あるいは面談を通して日常生活を見守りつつ、とうろくしゃや家族の将来的な希望や漠然とした不安などの相談をお受けします。また必要に応じて適切な支援機関につなぎます。地域のかたに生活の中で見守りをお願いすることもこの制度の特徴です。（本制度についての相談は、緑区障がい者後見的支援室 みどりのこかげまで（87、90ページ参照））

【コラム】

寄り添い型学習支援事業・生活支援事業

横浜市では、生活保護受給世帯や生活困窮状態にあるなどの理由により養育環境に課題があり、支援を必要とする世帯に対して、小学生を対象とした寄り添い型生活支援事業、ちゅうこうせいを対象とした寄り添い型学習支援事業を実施しています。将来の進路選択の幅を広げ、生まれ育った環境によって左右されることなく、一人ひとりが基本的な学習・生活習慣を身につけられるよう支援しています。緑区では、両事業をNPO法人に委託し、「貧困の連鎖」を防止するために、小学生から高校生まで切れ目のない支援に取り組んでいます。

寄り添い型学習支援事業（ミドリンベンきょう会）について

ちゅうこうせいを対象とした「ミドリンベンきょう会」を実施しています。中学生は、宿題のサポート、授業の復習、学び直し、受験のための学習など、一人ひとりに合わせた学習支援をおこなっています。高校生は、将来の進路選択の幅を広げることを目標に、進学や就職に関する講座を実施しています。現在、区内3か所で実施しています。
※利用相談、申し込み、問い合わせは区生活支援課まで（89ページ参照）

【コラム】

地域包括ケアシステム

「地域包括ケアシステム」とは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けるために、住まいを中心に、介護、医療、生活支援、介護予防が一体てきに提供される日常生活圏域（概ね中学校区）ごとの包括的な支援・サービスの提供体制のことです。団塊の世代が後期高齢者となる2025ねんを目途に全国各地で構築が進められています。また、緑区の特色、現状、課題に対応した地域包括ケアシステムを構築していくために、目指すべき方向性を関係機関で共有することを目的として「横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた緑区行動指針」を策定しています。
※「区行動指針」は、令和3年度から「区アクションプラン」に名称が変更となります。（令和3年度中に改定）
また、地域包括ケアシステム構築のため、特に住民主体で行う高齢者を対象とした「介護予防」や「生活支援」のぶんやの取組は、地域福祉保健計画に位置付けられた様々な取組と連動させながら、中長期的な視点で進めていきます。

【コラム】

生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援制度は、平成27ねん4月から施行された「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活の困りごとや不安を抱えている方々を対象に、自立に向けた包括的な支援を実施する制度です。この制度では、専門の支援員が相談者に寄り添いながら一人ひとりの状況に応じた支援計画を作り、抱えている課題解決に取り組みます。具体的な支援内容としては、就労支援や家計相談、住居確保きゅうふきんなどがあります。

生活困窮者自立支援法について

平成20ねんのリーマンショック後、生活困窮者が増大したことや生活保護受給者の中に若い世代が増えたことなどを踏まえ、生活困窮者に対する支援と生活保護制度の見直しを一体てきに検討する必要が出てきました。平成27ねん4月に施行された「生活困窮者自立支援法」は、①自立と尊厳、②つながりの再構築、③子ども・若者の未来、④信頼による支え合いの4つの基本視点を踏まえて制定されました。平成30ねんには、生活困窮者を経済的困窮だけでなく、病気や地域社会からの孤立の視点を含めた幅広い方々と定義し、本制度の支援対象としています。

制度が目指す目標

本制度が目指す目標と目標に向けた取組は次の2点です。

(1) 生活困窮者の自立と尊厳の確保

生活困窮者の多くは、自己肯定感や自尊感情を失っていることに留意し、本人の自己選択や自己決定に基づき、経済的自立のみならず、日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援することが求められます。

(2) 生活困窮者支援を通じた地域づくり

生活困窮者は、多様で複合的な課題を抱えていることも多く、本人の状況に応じた支援を行うためにも、様々な支援機関や関係者が、分野を越えて連携・協力して「包括的に」かつ「早期に」支援を行うことが必要です。また、「支える」「支えられる」といった一方向の関係でなく、「相互に支え合う」地域づくりを進めることが大切です。このため、緑区でも身近な地域でお互いに支えあえる地域づくりを進めるための様々な取組を進めています。

【緑区におけるネットワークづくりの例】

- ・ 緑区社会福祉協議会と協力し、制度周知のための啓発物品作成、配布
- ・ 地域ケアプラザでの家計講座開催 など

【コラム】

こんにちは赤ちゃん訪問事業」を通じた顔の見えるつながりづくり

統計からみえる子育て家庭の状況

平成27ねん国勢調査では、横浜市において6歳未満の親族がいる世帯のうち核家族が95.1%でした。令和元年市民意識調査の隣近所との付き合いかたでは「顔もよく知らない」と回答した人が14.0%と年々増えており、また、平成30年度横浜市子ども・子育て支援事業計画策定の調査では、「初めての子どもが生まれる前に赤ちゃんの世話をした経験がない人」は74.4%でした。このことから、地域とのつながりが薄く支援者がいない中、慣れない子育てをスタートする親が多いことがうかがえます。

産後の母の変化

産後はホルモンバランスが変化し、心とからだのバランスが崩れやすい時期です。赤ちゃんが生まれて嬉しい反面、生活リズムが大きく変わり、寝不足や育児疲れの影響で精神的に不安定になることも少なくありません。ひとりで子育てに追われて孤立し、育児不安になることがないよう、家族も含め周囲の人が子育てを温かく見守る風土が大切です。

こんにちは赤ちゃん訪問事業について

緑区は年間1,326にんの赤ちゃんが誕生しています。(令和2年)児童福祉法に定められた

「乳児家庭全戸訪問事業」である「こんにちは赤ちゃん訪問事業」では、生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭を対象に訪問しています。訪問員は、地域にお住まいの民生委員児童委員、主任児童委員等の子育て支援に携わる45にんのかたに委任しています。訪問した際には「赤ちゃんお誕生おめでとうございます」とお祝いの言葉とともに地域の子育て情報等をお届けしています。赤ちゃんの成長や子育ての話をお聞きながら、地域で子育てを応援していることをおつたえし、心配なことや困りごとなどがあれば適宜区役所こども家庭支援課につなぎます。

子育てしやすい地域づくりを目指して

訪問を受けた方から「たんじょうを祝ってもらえて嬉しい」「今まで地域のことをよく知らなかったのが近くに見守ってくれる人がいて心強い」「色々な子育て情報を教えてもらえて助かる」という声が聞かれます。

また、訪問員からも、赤ちゃんに会える楽しさやその後、声をかけてもらったり、子どもの成長が見られることの喜びの声があります。

こんにちは赤ちゃん訪問事業を通して、顔見知りになり、あいさつや地域の活動に参加するきっかけになるなど地域の交流を促進していくことで誰もが子育てしやすい地域づくりを目指します。

【81ページ】

Bの5

多様な主体と連携・協働した施策展開

目指す姿

企業・大学等と連携し、地域の課題・ニーズに対してそれぞれの強みを生かした取組が進められています。

現状・背景

多様な主体との連携

企業や大学等と連携することで、区・区社協・地域ケアプラザの事業や、既存のサービスでは手が届かなかった課題へのアプローチが可能となります。
また、平成28ねんの社会福祉法の改正により、社会福祉法第24条第2項に基づく社会福祉法人の地域貢献活動が注目されています。（68ページのコラム参照）

第4期の取組

(1) 企業や大学等と連携した事業の展開

実施主体、区、区社協、地域ケアプラザ

企業や大学等の様々な資源や人材などの専門性を活用し、地域の課題解決のための事業展開を連携して進めます。

(2) 企業等と連携した地域情報の発信

実施主体、区、区社協、地域ケアプラザ

各実施主体、が発信する地域情報について、企業（病院、薬局、銀行、しょうてんがい）等と連携し、区民が多く訪れる場で発信していきます。また、企業等が持つ様々な広報媒体を活用した情報発信が進むよう仕組みづくりをおこないます。

(3) 社会福祉法人所管施設と連携した福祉避難じよの運営のための取組

実施主体、区

社会福祉法人の所管する区内の福祉施設等と協定を締結して、災害時の要援護者の避難場所である「福祉避難所」を確保するとともに、定期的に施設との福祉避難所連絡会を開催します。

参考指標

定性指標

事業展開事例

【コラム】

みんなの力で、「共に支えあう つながりのあるまち」を～多様な主体との連携によるまちづくり～

地域における課題は、ますます多様化しています。これらに対応するためには、様々な主体が連携・協働して、取組を進めることが大切です。近年、社会福祉法人等との連携・協働（68ページのコラム参照）に加えて、

①大学等、②企業との連携・協働も大切な視点として挙げられます。

①大学等との連携・協働

大学は、研究などで得られる知的資源や教員、学生などの人的資源（人材）を持っており、それが強みです。その強みを生かすことが、地域とともに課題解決への取組を進めるだけでなく、地域の魅力づくりにつながる可能性を秘めています。緑区内には、4つの大学校舎があり、特に、東洋英和女学院大学と横浜創英大学については、緑区と包括連携協定を締結し、「活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展に関すること」などについて連携・協力しています。

②企業との連携・協働

緑区では、イベント・事業（MiniMiniミドリ、緑区民まつり等）を進める上で、企業の皆様からの多大なる協力・協賛等をいただいています。また、緑区社会福祉協議会では、善意に基づく金銭や物品をお預かりし、必要とされている方々や団体に配分する『善意銀行』という取組をおこなっていますが、本取組においても多くの企業の皆様から寄付をいただいています。一方、横浜市では、「市民を積極的に雇用している」、「市内企業との取引を重視している」など地域を意識した経営を行うとともに、環境保全活動や地域ボランティア活動などの社会的事業に取り組んでいる企業等を“横浜型地域貢献企業”として認定し、その成長や発展を支援しています。緑区内では、15の企業が認定を受けています。

【コラム】

災害時における社会福祉施設との連携～福祉避難所～

横浜市では、市内震度5強以上を観測する震災等の大規模災害により自宅で避難生活を送ることができないかたの避難じよとして、「地域防災拠点」を開設します。一方、避難生活が長期化するなどして、地域防災拠点での避難生活を継続することが困難な方（高齢者や障害者等の特別な配慮が必要と区が判断したかた）の避難じよとして「福祉避難所」を確保することも必要です。

この福祉避難所の開設・運営にあたっては、社会福祉施設を運営する社会福祉法人等と協定を締結して、ご協力いただいています。

緑区内では27の施設（高齢施設、障害者施設、地域ケアプラザ等）と協定を締結しており、施設がバリアフリー化されているなど生活しやすい環境で、施設の状況に応じた可能な範囲での支援を受けることができます。

※本コラムは令和3年9月時点の制度を踏まえたものです。

【83ページ】

素案に関する区民意見募集の実施状況

第4期みどりのわささえ愛プランの策定にあたり、次のとおり区民の皆様から素案への意見募集を実施しました。

1 意見募集概要

(1) 実施期間

令和3年9月25にちどようびから令和3年10月24にちにちようびまで

(2) 周知方法

ア 素案冊子、概要版の配布

イ 関係団体等への説明

ウ 区役所ホームページ、広報よこはま、タウンニュースへの掲載

2 実施結果

(1) 意見総数

273にん 373件

【提出方法】

電子申請システム19にん

メール4にん

ファックス2にん

郵送2にん

意見用紙246にん

(2) 主なご意見

活動の担い手を増やすための手法を考えていく必要がある。(重点項目Aに関連)

推進にあたって、他地区はもちろん、他区の参考となる取組事例について情報提供してほしい。(重点項目Aに関連)

最寄りの地域ケアプラザなどで行われる活動に継続して参加したい。(重点項目Aに関連)

地域でのつながりが希薄となっているので、日頃から顔がみえる関係づくりをしていくことが大切。(重点項目Aに関連)

住民同士や様々な団体、機関のネットワークづくりが必要(重点項目A・Bに関連)

必要な人に、必要な情報を届けるために、色々な手法を検討、実施していくことが大切。(重点項目Aに関連)

障害や認知症、外国人などに対する理解を深め、多様性に配慮した取組を進める必要がある。(計画全体に関連)

コロナかでも地域活動が継続され、住民同士のつながりが維持されることが大切。(計画全体に関連)

(3) いただいたご意見への対応状況

意見を踏まえ、計画に反映するもの16件

意見の趣旨が素案に含まれている・賛同しているもの301件

今後の計画推進にあたって実施検討するもの45件

その他11件

たくさんのご協力をありがとうございました

【84ページ】

緑区の活動団体・関係機関等の紹介

(関係機関等の連絡先については、問い合わせ先(89,90ページ)を参照ください。)

福祉保健に関する取組を推進する活動団体・関係機関等をご紹介します。

活動団体

1 自治会

自治会は、地域住民相互の連帯感を育て、地域の防犯・防災・福祉・環境等、様々な課題に取り組んでいる自主てき・民主的な任意組織です。

緑区内には、約120の単位自治会があり、この単位自治会が地域ごとに集まって、11の地区連合自治会を形成しています。

主なとりくみ

地域の安全を守る活動

ごみの減量への取組
住みよいきれいな街をつくる活動
災害に備える活動
行事やイベントの開催
行政や地域の情報を提供する活動

2 地区社会福祉協議会

地区社会福祉協議会は、地域住民の一番身近な福祉活動を行う団体として、地域の人たちの「自分たちの地域は自分たちで良くしていこう」という目的で組織された任意団体です。
連合自治会エリア（11地区）で形成される住民自らの運営による会員組織で、自治会、民生委員児童委員協議会等、各種の地域団体が構成された協議体（ネットワーク組織）です。

主なとりくみ

高齢者、しょうがいじしゃ、子どもなど、じゅうみんに必要とされる福祉保健活動の企画・実施（サロン・配食サービスなど）
福祉情報等の広報・啓発
住民同士が支えあえる地域づくりに向けた取組（地区ボランティアセンター運営など）
各種の地域団体が把握する地域の困りごとに関する共有・検討（話し合い）

3 民生委員・児童委員

自治会等の地域福祉の関係団体の代表者で構成される地区推薦準備会で選出され、横浜市の民生委員推薦会等の審議を経て、厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤の公務員です。各地区を3年の任期で担当します。委員の中には、児童福祉に関することを専門的に担当する主任児童委員もいます。
活動の基本は、自主的に社会奉仕の精神を持って、悩みや困りごとを抱える人や支援を必要とする人の相談相手となり、行政や関係機関とのパイプ役として問題解決の援助をすることです。
また、地域の福祉ニーズをとらえ、行政や関係機関に伝える役割もあります。

主なとりくみ

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などへの声かけや安否確認
子育てに関する悩みの相談や仲間づくり
福祉制度や福祉サービスの情報提供
関係行政機関（福祉保健センター、児童相談所等）と連携した相談・支援

4 保健活動推進員

自治会の推薦により横浜市長が委嘱します。地域の健康づくりの推進役、行政の健康施策のパートナー役として、地域住民の健康寿命を延ばすことを目標に活動しています。保健活動推進員自らが健康づくりを実践するとともに、それを周囲の人に広め、地域住民が健康づくりを実践し継続できるよう支援する役割があります。

主なとりくみ

生活習慣病やロコモティブシンドローム、フレイル（心身の虚弱）等の健康課題を予防するための、健康づくり活動を企画・実施
検診・検診の受診に関する広報・啓発
地域福祉保健の推進

5 食生活等改善推進員（ヘルスマイト）

区主催の「食生活等改善推進員養成講座」を修了したかたが活動するボランティアです。地域において、食生活等を通じた健康づくりの普及啓発活動をおこなっています。

主なとりくみ

食生活等を通じた健康づくり活動の企画・実施
ライフステージに合わせた健康づくりの普及啓発

6 スポーツ推進委員

スポーツ基本法、横浜市スポーツ推進委員規則に基づき、横浜市から委嘱される非常勤職員であり、本市スポーツ行政の推進者として重要な役割を担っています。

主なとりくみ

区民一人ひとりが、日常生活の中でスポーツ・レクリエーション活動に親しむことを目指し、普及・発展活動の実施
地域に根差したスポーツやレクリエーションの振興事業の企画・立案・実施

7 青少年指導員

青少年の自主活動とその育成活動を推進することにより、地域ぐるみの青少年健全育成を図るため、自治会とうからの推薦に基づいて、市長が委嘱しています。

主なとりくみ

青少年の指導と団体の育成
青少年の育成に係る地域活動の推進
地域環境の整備と施設への協力活動

8 消費生活推進員

自治会の推薦により横浜市長が委嘱します。横浜市消費生活条例に基づき、消費者の主体的活動を促進し、市民の安全で快適な消費生活の推進をおこなっています。

主なとりくみ

自治会等と協力して、消費生活に関する知識・情報の地域への普及・啓発(消費者被害の未然防止・拡大防止に関する啓発講座の開催等)
地域の高齢者の見守り活動への参加、消費者と事業者の交流促進

9 環境事業推進委員

自治会から推薦されたかたで構成されており、分別・リサイクルだけでなく、ごみの発生抑制を推進するため、地域におけるごみの減量化や脱温暖化に向けた3R活動等に取り組んでいます。

主なとりくみ

ごみ集積場所における分別排出実践・啓発活動
3R活動を中心とした環境行動の実践・啓発活動
地域清掃活動の推進

10 老人クラブ

仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行い、その知識や経験を生かして「地域を豊かにする社会活動」に取り組み、明るい長寿社会づくりに努めています。

主なとりくみ

高齢者医療や介護保険制度等の学習、シニアスポーツの実施などの健康づくり活動
カラオケ大会、囲碁・将棋大会などの趣味・文化活動
友愛活動員による高齢者宅の訪問、見守り、日常生活支援などの活動

関係機関等

11 緑区社会福祉協議会

社会福祉法109条に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的とし、国・都道府県・市区町村に組織されている公共性・公益性の高い非営利の民間団体です。地域の様々な福祉課題について地域住民が主体となって協力しあい、誰もが住みやすいまちづくりを行うことを目指し、社会福祉事業の企画・実施やボランティア活動の推進等を担っています。社会福祉法人の組織として、区内における福祉・保健関連団体の参画を得て事業を実施し、会員が福祉分野ごとに部会・分科会を構成し、各部会から理事・評議員を選出して運営しています。地区社協や福祉保健活動団体の支援をはじめ、高齢者、しょうがいじしや、権利擁護に関する事業等を実施しています。また、共同募金会緑区支会等の事務局も担っています。緑区では、「緑区社会福祉協議会」と「地区社会福祉協議会(84ページ参照)」が連携し

ながら、地域の特色をいかした活動を進めています。

主なとりくみ

あんしんセンター（金銭管理等に不安のある人の権利や財産を守るための事業）

移動情報センター（しょうがいじしゃの外出に関する相談事業）

緑区ふれあいじょせいきん（ボランティア等の地域活動団体が行う事業へのじょせいきん事業）

緑区福祉保健活動拠点（区ボランティアセンター）の運営（87ページ参照）

12 緑区福祉保健活動拠点（区ボランティアセンター）

ボランティア団体や福祉保健活動団体の活動を支援するための拠点施設として、会議室のほか、編集室や録音室、印刷機やコピー機が設置された団体交流室などがあり、活動の場の提供、ボランティア育成のための講座等をおこなっています。

主なとりくみ

ボランティア活動希望者と依頼者との相談・調整

ボランティア入門講座、手話・おんせいやく講座などを通じた人材育成

福祉保健活動団体相互の交流を通じたネットワークづくり

13 地域ケアプラザ

地域ケアプラザは、市民の誰もが住み慣れた地域において健康で安心してらせるよう、地域の福

祉・保健活動を支援し、福祉保健サービス等を身近な場所で総合的に提供する施設です。

地域活動・交流事業や生活支援体制整備事業、地域包括支援センター機能を含む相談調整等をおこなっています。緑区には7か所あります。

主なとりくみ

福祉保健の相談受付、介護予防・認知症理解の促進・成年後見等に関する事業の実施

高齢者支援、子育て支援、しょうがいじしゃ支援など、地域ニーズに応じた事業の実施

ボランティアの育成・支援・コーディネート

14 緑区市民活動支援センター みどリーむ

地域活動や様々な市民団体の自主的な活動を支援し、区民による公益的な活動や地域課題への取組が一層活発になることにより、活力のある地域社会が実現することを目指す施設です。

主なとりくみ

活動場所の提供、相談・コーディネート、情報提供、情報交換の場の提供、機材・教材の貸出などグループや個人の活動を支援

講座やイベントを利用者との協働により実施

15 緑区障がい者後見的支援室 みどりのこかげ

障害のある人が将来にわたり地域で安心してらせるよう見守り支援や相談対応をおこなっています。

主なとりくみ

登録者への訪問・面談を通じた見守りの実施

登録者やその家族の将来的な希望や不安などの相談対応

16 みどり地域活動ホーム あおぞら

しょうがいじしゃやその家族が、地域の中で安心してらせるよう、生活を支援する拠点施設です。生活上の様々な相談への対応や日中活動・ショートステイ・日中一時ケアなどの障害福祉サービスの提供、余暇活動の支援などをおこなっています。

主なとりくみ

障害種別、年齢を問わず、地域のしょうがいじしゃとその家族の拠点施設として生活を支援

地域の人としょうがいじしゃが交流する機会をつくり、地域でボランティア活動をする人

への支援や活動の場を提供

17 緑区生活支援センター

地域で生活する心にやまいを持つ人の自立及び社会参加や、精神科医療機関に長期入院している方々の退院を促進するため、精神保健福祉士などによる日常生活の相談や情報の提供、退院後の地域生活に向けての個別に対応した支援をおこなっています。

主なとりくみ

心にやまいを持つ人、一人ひとりが、地域の中で安心して、その人らしく暮らせるよう支援

自主事業によるレクリエーション活動やイベント、地域交流活動等を企画・実施

心の病の正しい理解を目指した普及啓発活動

18 緑区地域子育て支援拠点 いっぱ

地域での子育て支援を推進するための拠点施設で、子育て中の人だけでなく、妊娠中の人や子育て支援をしている人も利用できます。子どもを遊ばせながら気軽に相談できる場の提供や地域で子育て支援に関わるかたへのサポートやネットワークの充実、地域ぐるみの子育て支援の推進に取り組んでいます。

主なとりくみ

親子の居場所事業

ネットワーク事業

利用者支援事業

子育て相談事業

じんざい育成・活動支援事業

情報の収集・提供事業

横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業

19 親と子のつどいの広場

未就学児と保護者が、一緒に過ごせる場所です。また、育児相談や子育てに関する情報の提供も行っています。マンションの一室やしょうてんがいの一角などで、NPO法人などの市民活動団体が運営しています。（緑区には3か所あります）

主なとりくみ

子育て相談

親同士の交流

子育てに関する情報提供

20 子育て支援者

子育ての先輩ママとして、「地域に身近な相談役」、「地域の養育者同士の橋渡し役」、「地域と行政の橋渡し役」等の役割をにない、横浜市長が委任しています。地区センターやコミュニティハウスなどで、ちょっとした子育て相談や子どもの遊びのアドバイス、情報交換をおこなっています。

主なとりくみ

子育て相談

子育て活動グループへの助言や支援

21 みどり国際交流ラウンジ

外国人と日本人がお互いを理解し、誰もが幸せを感じるまちづくりを進める拠点です。

主なとりくみ

外国人のための相談対応、情報提供

にほんご教室、外国につながる小・中学生のための学習支援教室

ボランティアとして活動する人の養成講座

こくさい交流のイベント、講座

問い合わせ先

第4期「みどりのわささえ愛プラン」に関する主な問い合わせ先を紹介します。
※電話番号等は今後変更となる可能性があります。

緑区役所

総務課

地域防災支援などについては、930の2208 にお問い合わせください。
ファックスは 930の2209 です。

区政推進課

区の主要事業の企画・調整、まちづくりなどについては、
930の2227 もしくは 930の2228 にお問い合わせください。
ファックスは 930の2209 です。

地域振興課

自治会、交通安全、消費生活、防犯、地域協働、ごみ、まちの美化、市民活動支援、青少年育成、文化・スポーツ、区民利用施設などについては、
930の2232 もしくは 930の2233 もしくは
930の2235 もしくは 930の2238 もしくは
930の2241 にお問い合わせください。
ファックスは 930の2242 です。

福祉保健課、、、、、ファックス930-2355

みどりのわささえ愛プランの推進、福祉保健に係る事業の企画調整については、
930の2304 もしくは 930の2305 にお問い合わせください。

民生委員児童委員、災害見舞金、弔慰金、いわゆるごみ屋敷対策については、
930の2328 もしくは 930の2330 にお問い合わせください。

結核、感染症対策、予防接種、がん検診、生活習慣病予防、食と生活の健康相談、歯科相談については、

930の2357 もしくは 930の2358 もしくは
930の2359 にお問い合わせください。

ファックスは 930の2355 です。

高齢障害支援課

敬老特別乗車証、特別乗車券の交付、濱ともカード、有料道路割引（障害者）、老人クラブ助成、特定医療費等給付申請については、
930の2317 にお問い合わせください。

要介護高齢者支援、認知症の相談、介護予防、訪問指導、難病患者支援等については、
930の2311 もしくは 930の2312 もしくは
930の2313 もしくは 930の2314 にお問い合わせください。

介護保険の認定、居宅介護支援事業者等への支援、ケアマネ代行申請については、
930の2315 もしくは 930の2316 にお問い合わせください。

障害者支援、精神保健福祉については、

930の2433 もしくは 930の2434 にお問い合わせください。
ファックスは 930の2310 です。

こども家庭支援課

電話

母子健康手帳、児童手当、福祉特別乗車券、JR定期券割引（児童扶養手当受給世帯）、

乳幼児健康診査については、
930の2332にお問い合わせください。

母子訪問については、930の2361にお問い合わせください。

児童扶養手当、母子父子寡婦福祉、女性福祉、障害児支援については、
930の2432にお問い合わせください。

保育施設等利用関係については、
930の2331にお問い合わせください。

放課後児童育成事業については、
930の2216にお問い合わせください。

こども家庭相談（乳幼児期から思春期までの子育てに関する相談）、児童虐待については、
930の2356にお問い合わせください。
ファックスは930の2435です。

生活支援課
JR定期券割引（生活保護世帯）、戦没者遺族援護については、
930の2327にお問い合わせください。

生活保護の相談や申請については、
930の2318にお問い合わせください。

生活にお困りの方の自立支援相談（就職活動支援・家計の改善支援等）については、
930の2333にお問い合わせください。

ファックスは930の2329です。

緑区社会福祉協議会
地区社会福祉協議会の活動支援、みどりのわささえ愛プランの推進、移動情報センター、
あんしんセンター（権利擁護事業）、福祉教育、生活福祉資金貸付相談、善意銀行、
ふれあい助成金・緑いきいき助成金事業、生活支援体制整備事業、食支援事業、
部会・分科会運営、福祉関係団体事務などについては、
931の2478にお問い合わせください。
ファックスは934の4355です。

緑区福祉保健活動拠点、区ボランティアセンター
ボランティア活動の推進・支援、ボランティアのコーディネート（登録や紹介）、育成）
、ボランティア保険の受付、多目的研修室・録音室等の部屋の貸出については、
931の2478もしくは935の7807にお問い合わせください。
ファックスは934の4355です。

地域ケアプラザ
東本郷地域ケアプラザの
電話番号は、471の0661、ファックスは、471の0678です。

鴨居地域ケアプラザの
電話番号は、930の1122、ファックスは、931の2203です。

中山地域ケアプラザの
電話番号は、935の5694、ファックスは、935の5695です。

山下地域ケアプラザの

電話番号は、931の6275、ファックスは、935の3883です。

十日市場地域ケアプラザの

電話番号は、985の6321、ファックスは、985の6325です。

霧が丘地域ケアプラザの

電話番号は、920の0666、ファックスは、922の6611です。

長津田地域ケアプラザの

電話番号は、981の7755、ファックスは、981の7575です。

地域ケアプラザの主な業務内容は、

みどりのわささえ愛プランの推進

福祉保健の相談

高齢者の介護や成年後見等の相談

介護予防事業

介護保険の相談

地域活動交流（自主事業）

多目的ホール等の部屋の貸出

ボランティアの育成・支援・コーディネート

です。

そのほかの関係機関

緑区市民活動支援センターみどリーむ

地域活動・市民活動の支援、生涯学習の推進、活動団体・講座・イベント情報の提供、会議室や印刷機等の利用などについては、938の0631にお問い合わせください。

ファックスは 939の5401です。

緑区障がい者後見的支援室みどりのこかげ

登録者に対する見守り支援、相談対応などについては、508の9909にお問い合わせください。

ファックスは 530の0860です。

みどり地域活動ホームあおぞら

障害者の日中活動事業、相談支援、余暇支援、地域交流などについては、

929の2566にお問い合わせください。

ファックスは、929の1961です。

緑区生活支援センター

精神障害のある人への日常生活の支援、仲間づくり、地域交流などについては、

929の2800にお問い合わせください。

ファックスは、931の6650です。

緑区地域子育て支援拠点いっぽ

親子の居場所、子育て相談、子育て情報の収集・提供、ネットワーク事業、人材育成・活動支援、横浜子育てサポートシステム区支部事務局、利用者支援事業などについては、

989の5850にお問い合わせください。

ファックスは、989の5851です。

みどり国際交流ラウンジ

外国人のための相談対応、情報提供、日本語教室、外国につながる児童の学習支援、ボランティア養成、国際交流などについては、

532の3548にお問い合わせください。

ファックスは、532の3549です。

【91ページ】

用語解説

第3章の本文中のいくつかの用語について説明しています。なお、コラムでもその他の用語について説明していますので参考にしてください。

SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。「人同士のつながり」を電子化するサービスのこと。 (Twitter・LINEなど)

NPO法人

ボランティア活動をはじめとする社会貢献活動を行う団体・組織をNPOと呼び、このうち、特定非営利活動そくしん法に基づき法人格を取得したものがNPO法人です。収益を団体の構成員に分配しないことが特徴です。

エンディングノート

これまでの人生を振り返り、これからの人生をどう歩んでいきたいか自分の思いをしるすノートです。

介護予防交流拠点整備事業

介護予防や健康の維持増進を目的に、しょうてんがいの空き店舗などを活用した高齢者が集う拠点の施設整備費等を対象とする補助事業です。

市民後見人

同じ市民の立場で、社会貢献の一環として、被後見人（せいねんこうけんせいどを利用する人）を支援する人です。横浜市では、平成24年度から養成や活動支援を進めています。

生活支援体制整備事業

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生き生きと暮らし続けられるように「生活支援・介護予防・社会参加」を推進していく事業です。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」というかんけいせいを越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と地域社会にある様々な社会資源が世代や分野を越えてつながることで、住民一人ひとりのくらしと生きがい、地域をともにつくっていく社会のことです。

認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、自分のできる範囲で活動する「応援者」をようせいする講座です。

ハートフルマーケット

区内の障害者つうしょ施設等の利用者が作成している自主製品を区役所1階にて販売している取組です。

ひとりぐらし高齢者等「地域で見守り」推進事業

民生委員・児童委員に対して行政が保有する「ななじゅーごさい以上のひとりぐらし高齢者」及び「ななじゅーごさい以上の高齢者のみで構成される世帯」の情報を提供し、日常の相談支援や地域の見守り活動につなげる事業です。

福祉教育

学校での出前授業や地域でのボランティア体験などを通じて、高齢・障害など当事者理解や身近な地域での福祉課題の理解などを進める取組です。

防災ささえあいカード（災害時要援護者支援の取組）

高齢者や障害者等、災害発生時に避難行動の支援が必要なかたについて、円滑な避難ができるよう、日頃からの見守り等を進める取組です。取組にあたっては、地域がカードを配布して対象者の情報を把握したり、協定にもとづいて行政から提供する対象者の名簿を活用します。

「みどりのわささえ愛プラン」推進策定委員会 委員名簿（令和元年度から令和3年度まで）

伊原文恵 緑区心身しょうがいじしゃ福祉団体連絡協議会副会長
岡部忠男 緑区市民活動支援センター運営委員会会長
松浦まさよし 緑区連合自治会長会ぜん代表（新治西部地区連合自治会長）
川村武子 緑区連合自治会長会代表（十日いちば団地連合自治会長）
藤井千佳 緑区主任児童委員ぜん代表
高林綾子 緑区主任児童委員代表
鈴木啓 地区社会福祉協議会分科会ぜん会長
成瀬健二 地区社会福祉協議会分科会会長
勝田睦子 緑区保健活動推進員会ぜん会長
原田ますみ 緑区保健活動推進員会会長
古内敏子 行政相談委員
よこづか靖子 緑区民生委員児童委員協議会ぜん会長 松浦まさよし 緑区民生委員児童委員協議会会長
村井祐一 田園調布学園大学教授
山村藤子 緑区食生活等改善推進員会会長